

第5章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

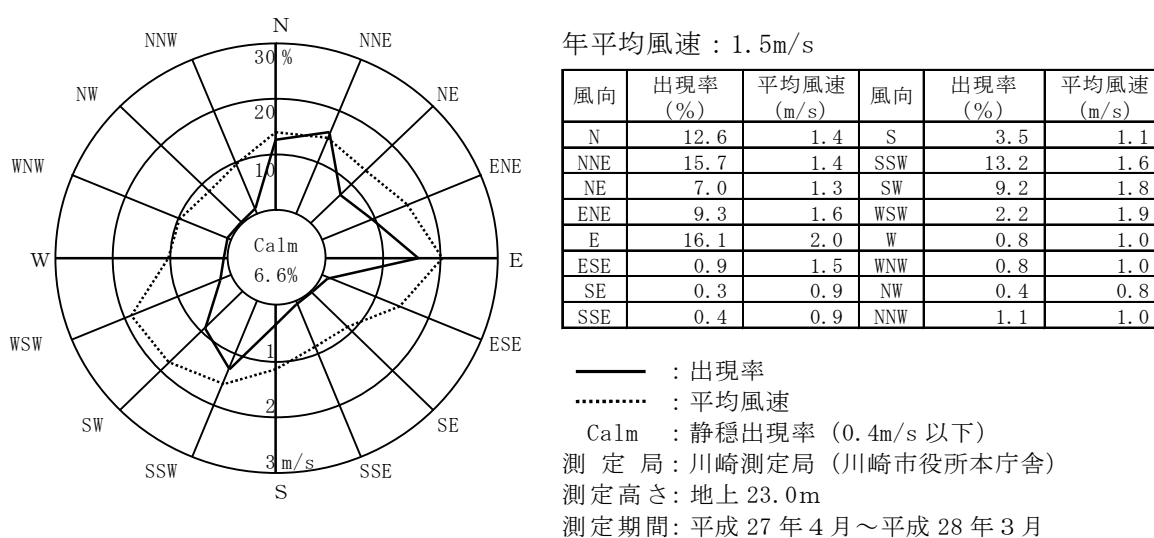
第5章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

1 計画地及びその周辺地域の概況

(1) 気象の状況

計画地周辺の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である川崎測定局（川崎市役所本庁舎）^{注1)}の風配図（平成27年度）は図5-1に示すとおり、年間の最多風向はE（出現率：16.1%）、年平均風速は1.5m/sである。

また、川崎測定局の月別平均気温（平成27年度）は図5-2に、田島測定局（田島こども文化センター、田島支援学校）^{注2)}の月別降水量（平成27年度）は図5-3に示すとおり、年平均気温は17.4℃、年間降水量は1,698.0mmである。

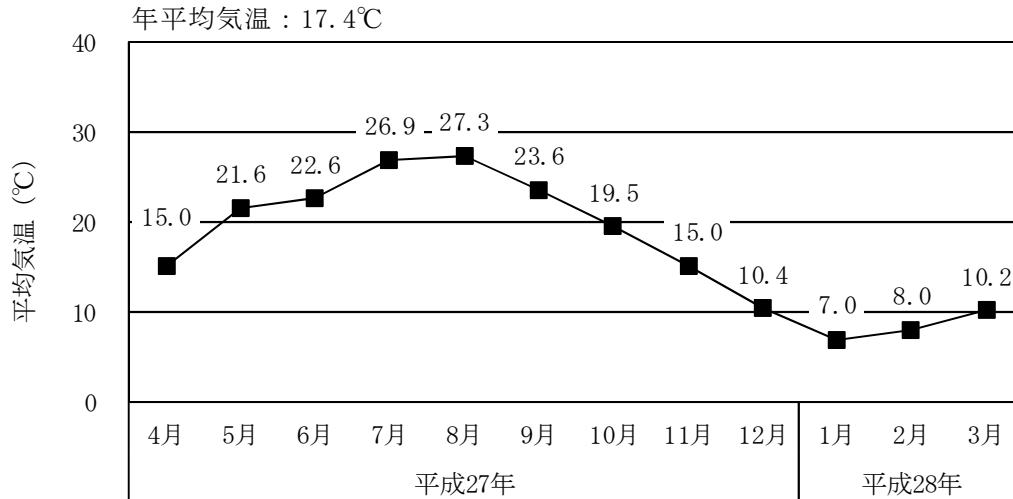


資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図5-1 風配図（平成27年度：川崎測定局）

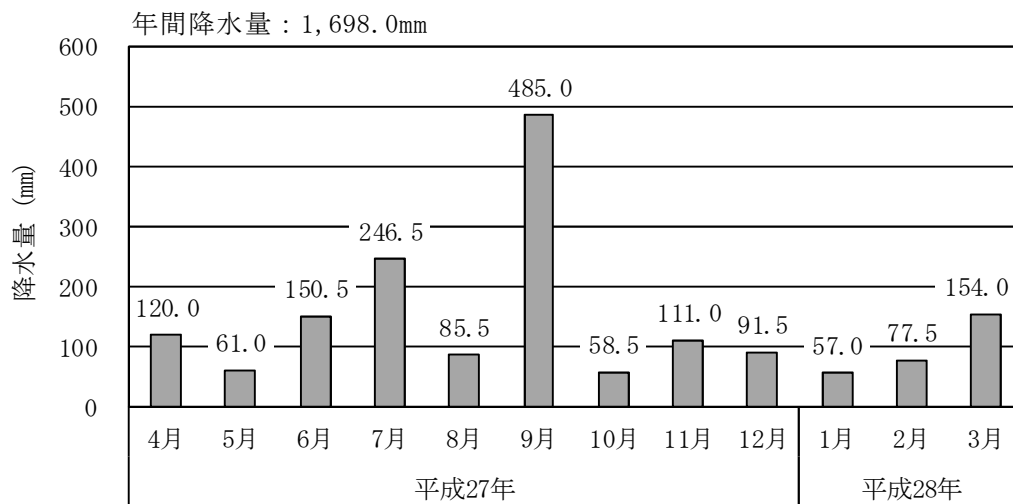
注1)川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2)田島測定局は、平成28年2月2日に田島こども文化センターから田島支援学校に移設している。



測定局：川崎測定局
 測定期間：平成27年4月～平成28年3月
 資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図5-2 気温（平成27年度：川崎測定局）



測定局：田島測定局
 測定期間：平成27年4月～平成28年3月
 資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図5-3 降水量（平成27年度：田島測定局）

(2) 地象の状況

計画地付近の地盤高さはT. P. +1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっている。

計画地及びその周辺の地形分類図は図5-4に示すとおり、計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。

計画地周辺のボーリングの調査地点は図5-5に、ボーリング調査結果（柱状図）は図5-6に示すとおり、計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。

(3) 水象の状況

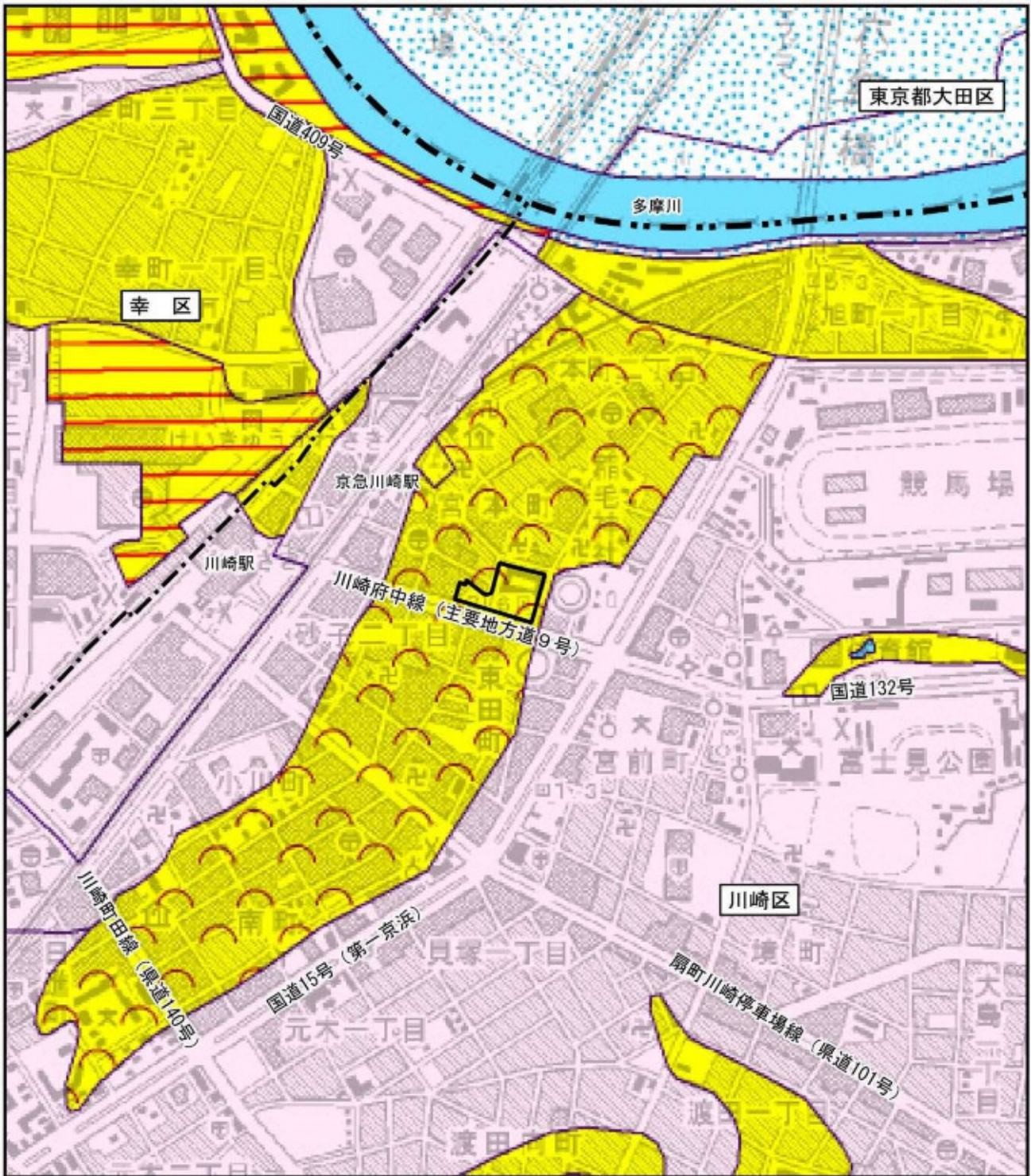
計画地の北側約600mに多摩川が流れている。

「平成26年度 水質年報」（平成27年12月、川崎市環境局）によると、計画地の北側約500mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、平成26年の年平均水位はG. L. -1.25m（T. P. +1.38m）^{注）}である。

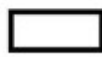


(4) 植物、動物の状況

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稲毛公園、富士見公園等の植栽樹種が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。



注) G. L. : 地盤面 T. P. : 東京湾平均海面





凡 例

-  計画地
-  都県界
-  区 界



<低地の微高地>

-  自然堤防
-  砂州・砂堆・砂丘

<人工地形>

-  盛土地・埋立地
-  高い盛土地

<頻水地形>

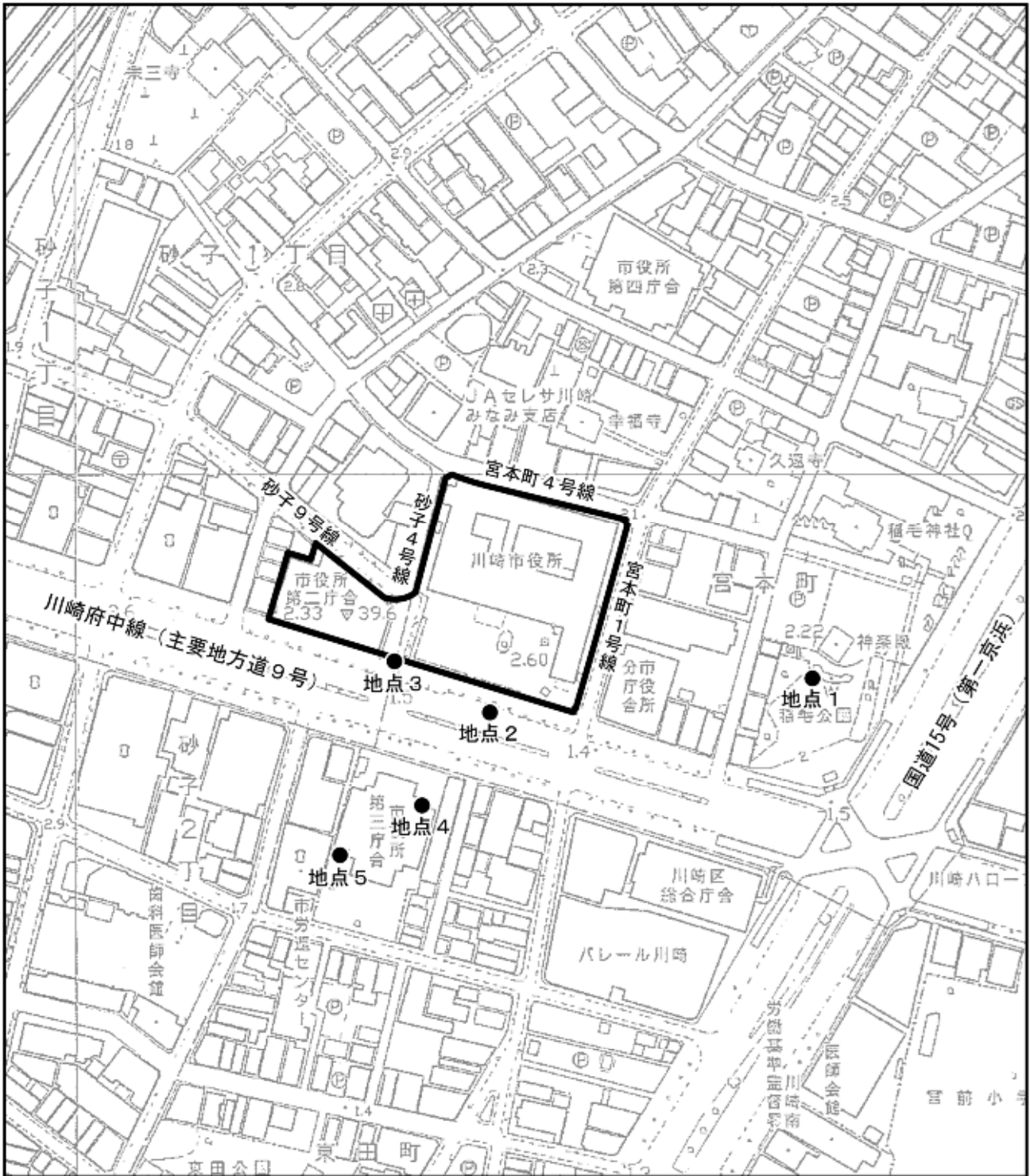
-  河川・水涯線及び水面
-  高水敷・低水敷・浜

資料：「土地条件図（平成22～23年度調査）」（国土地理院ホームページ）

図5-4 地形分類図

1 : 10,000
0 100 200 300m



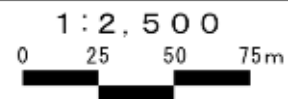


凡 例

- 計画地
- 調査地点

資料：「ガイドマップかわさき 地盤情報 地質図集」（川崎市ホームページ）

図5-5 ポーリングの調査地点



(5) 人口、産業の状況

① 人口の状況

計画地周辺の町丁図は、図5-7に示すとおりである。

計画地及びその周辺の町丁別の人口及び世帯数（平成27年度）は表5-1に、人口の推移（平成23年度～平成27年度）は表5-2及び図5-8に示すとおりである。

計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置しており、宮本町の人口は1,088人、世帯数は743世帯、砂子1丁目の人口は578人、世帯数は402世帯である。また、人口の推移は、宮本町及び砂子1丁目ともに増加傾向にある。

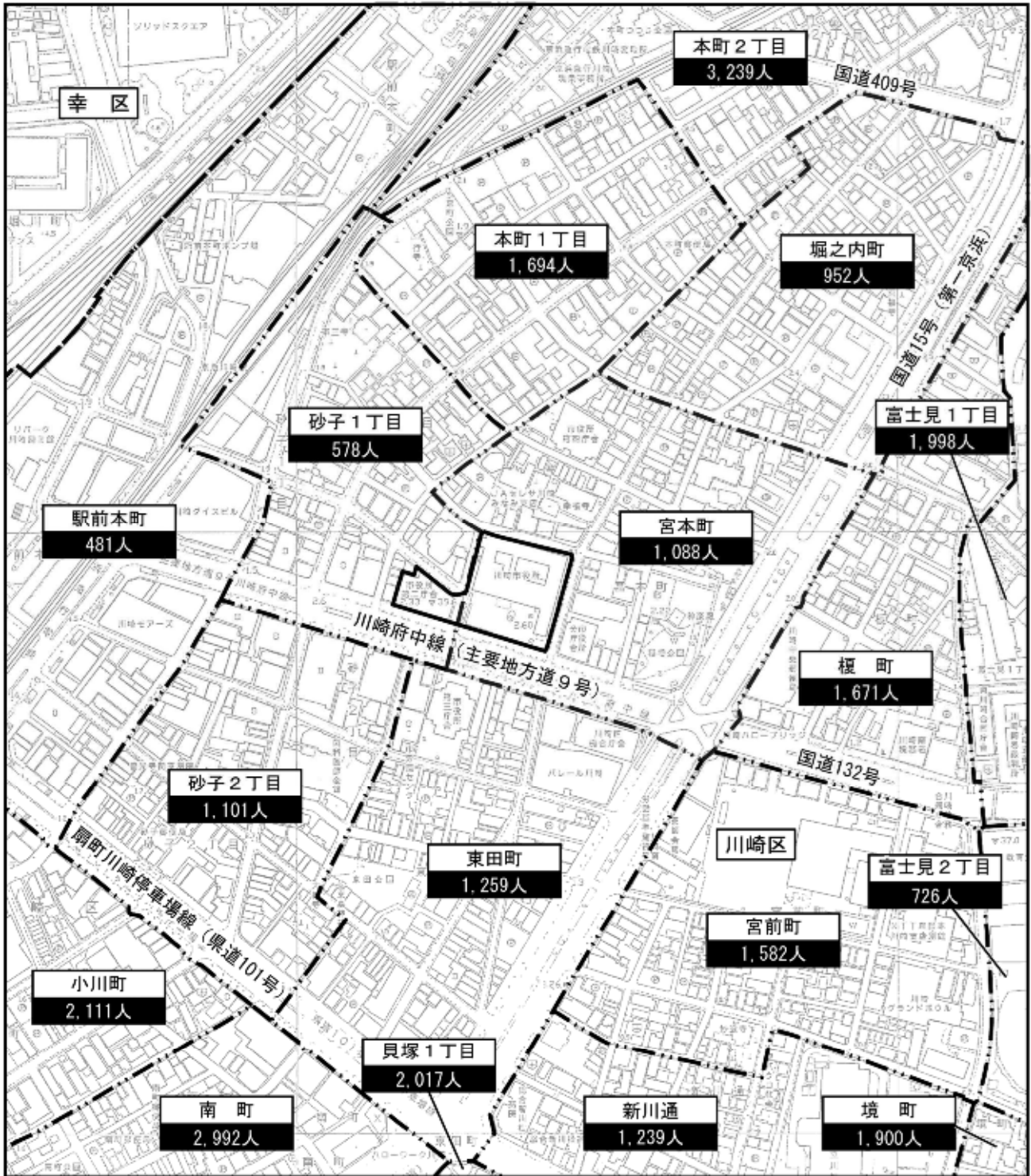
表5-1 人口及び世帯数（平成27年度）

市区町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備 考	
宮 本 町	1,088	743	川 崎 区 面 積 40.25km ² 人口密度 5,629人/km ²	
富士見1丁目	1,998	878		
富士見2丁目	726	338		
境 町	1,900	1,116		
榎 町	1,671	868		
宮 前 町	1,582	951		
新 川 通	1,239	719		
貝塚1丁目	2,017	1,263		
東 田 町	1,259	858		
南 町	2,992	2,152		
小 川 町	2,111	1,520		川 崎 市 面 積 144.35km ² 人口密度 10,137人/km ²
砂子1丁目	578	402		
砂子2丁目	1,101	738		
駅前本町	481	302		
本町1丁目	1,694	1,277		
本町2丁目	3,239	2,043		
堀之内町	952	761		
川崎区全体	226,551	119,178		
川 崎 市	1,463,334	710,290		

注1)平成27年度末現在の数値である。

注2) : 計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



凡例

-  計画地
-  区界
-  町丁界
-  町丁名・人口

注) 人口は平成27年度末現在の数値である。
 資料: 「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)

図5-7 町丁図

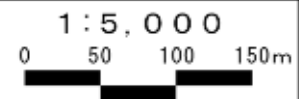


表5-2 人口の推移（平成23年度～平成27年度）

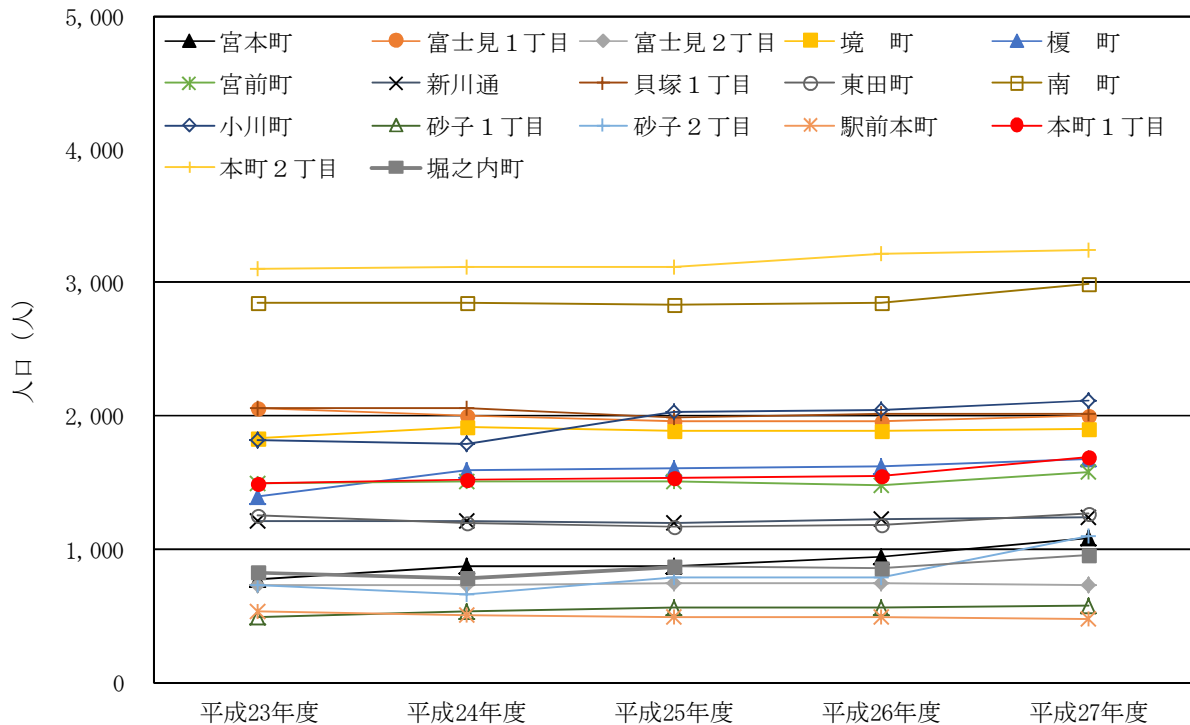
単位：人

市区町丁名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
宮本町	764	866	865	939	1,088
富士見1丁目	2,056	2,000	1,963	1,957	1,998
富士見2丁目	727	735	739	736	726
境町	1,829	1,911	1,889	1,893	1,900
榎町	1,396	1,588	1,598	1,615	1,671
宮前町	1,486	1,500	1,500	1,483	1,582
新川通	1,206	1,210	1,199	1,229	1,239
貝塚1丁目	2,060	2,061	1,986	2,012	2,017
東田町	1,248	1,196	1,169	1,187	1,259
南町	2,843	2,842	2,828	2,854	2,992
小川町	1,821	1,790	2,032	2,041	2,111
砂子1丁目	494	525	560	560	578
砂子2丁目	733	654	780	791	1,101
駅前本町	526	502	489	489	481
本町1丁目	1,498	1,516	1,532	1,554	1,694
本町2丁目	3,104	3,119	3,115	3,211	3,239
堀之内町	821	780	866	852	952
川崎市全体	220,536	220,195	222,107	224,223	226,551
川崎市	1,417,486	1,423,680	1,436,633	1,449,651	1,463,334

注1) 各年度末現在の数値である。

注2) ：計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



注) 各年度末現在の数値である。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）

図5-8 町丁別人口の推移（平成23年度～平成27年度）

② 産業の状況

産業別事業所数及び従業者数（平成24年2月1日現在）は、表5-3に示すとおりである。

川崎区及び川崎市の事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。

川崎区の従業者数は、「製造業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。また、川崎市の従業者数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「製造業」、「医療、福祉」の順となっている。

表5-3 産業分類別の事業所数及び従業者数（平成24年2月1日現在）

区分 産業分類	川 崎 区				川 崎 市			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農業、林業	4	0.0	146	0.1	56	0.1	746	0.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,204	10.9	12,078	7.6	4,143	10.1	33,686	6.5
製造業	918	8.3	29,430	18.5	3,386	8.3	82,234	16.0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8	0.1	340	0.2	19	0.1	1,007	0.2
情報通信業	150	1.4	8,031	5.0	691	1.7	32,983	6.4
運輸業、郵便業	721	6.6	19,650	12.4	1,316	3.2	33,208	6.5
卸売業、小売業	2,413	21.9	21,884	13.8	8,948	21.9	87,407	17.0
金融業、保険業	159	1.4	3,070	1.9	494	1.2	8,492	1.6
不動産業、 物品賃貸業	910	8.3	4,030	2.5	4,110	10.0	15,909	3.1
学術研究、 専門・技術サービス業	397	3.6	7,262	4.6	1,634	4.0	29,577	5.7
宿泊業、 飲食サービス業	1,746	15.9	14,310	9.0	5,851	14.3	50,268	9.8
生活関連サービス業、 娯楽業	821	7.5	8,404	5.3	3,503	8.6	24,093	4.7
教育、学習支援業	204	1.8	2,066	1.3	1,274	3.1	17,464	3.4
医療、福祉	567	5.2	10,105	6.3	3,209	7.8	52,835	10.3
複合サービス事業	30	0.3	321	0.2	147	0.4	2,101	0.4
サービス業（他に分類 されないもの）	747	6.8	17,977	11.3	2,134	5.2	42,768	8.3
合 計	10,999	100.0	159,104	100.0	40,915	100.0	514,778	100.0

資料：「平成24年経済センサス 活動調査結果」（川崎市ホームページ）

(6) 土地利用状況

① 用途地域の指定状況

計画地及びその周辺の都市計画図は、図5-9に示すとおりである。

また、計画地の用途地域等の指定状況及び「航空法」（昭和27年7月、法律第231号）に基づく制限高さは、以下に示すとおりである。

- ・ 都市計画区域 : 市街化区域
- ・ 地域地区 : 商業地域、防火地域
- ・ 建ぺい率 : 80%
- ・ 容積率 : 800%
- ・ 制限高さ : G.L.+約116m (T.P.+約118m)

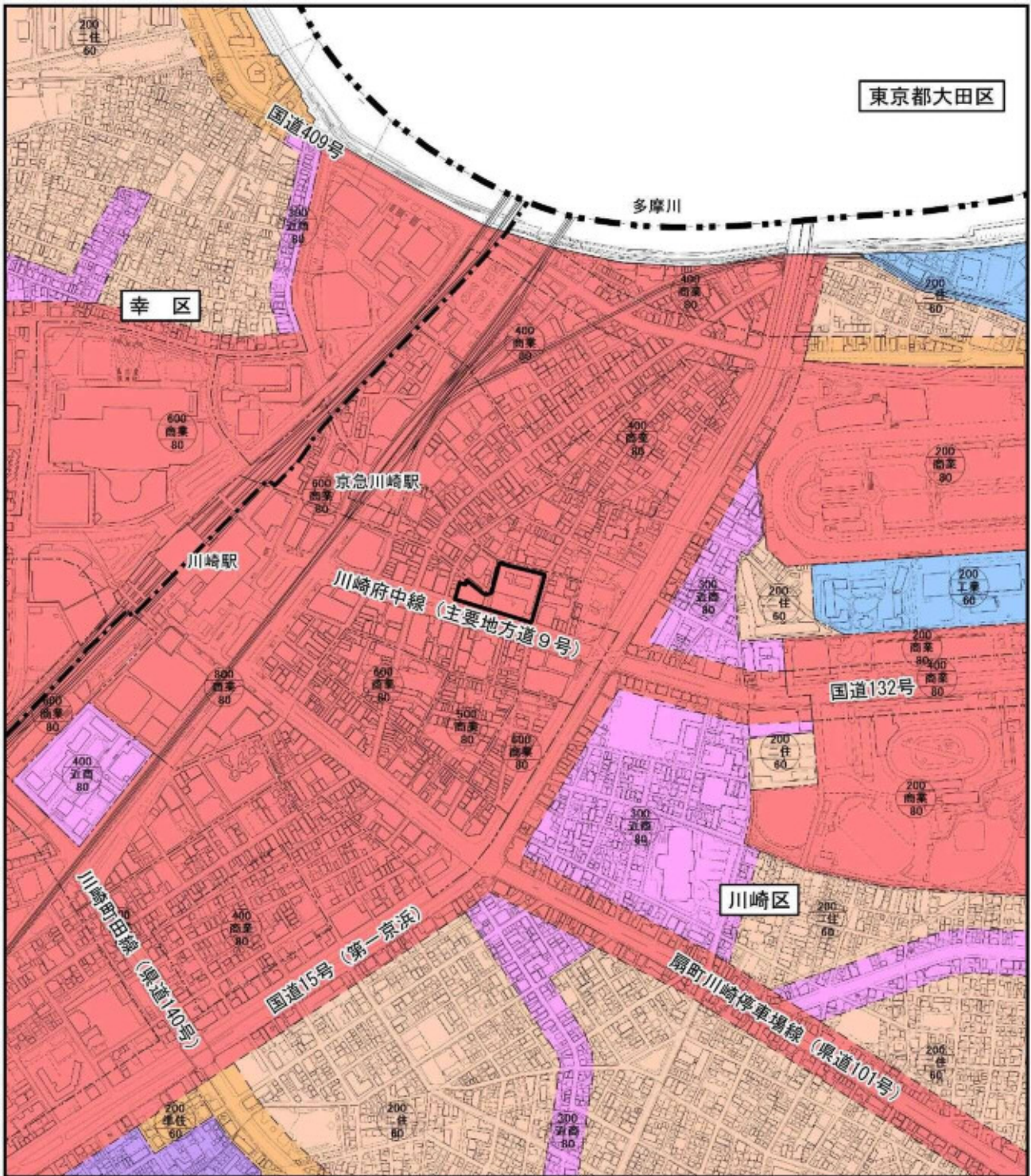
計画地は商業地域に指定されており、計画地周辺は商業地域、約200m離れて近隣商業地域、約320m離れて第二種住居地域に指定されている。

② 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用現況図は、図5-10に示すとおりである。

計画地は公共用地として利用されており、計画地周辺は業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、集合住宅用地等として利用されている。また、これらの用途に加え、社寺等も点在している。

また、計画地及びその周辺の現況は写真5-1(1)～(2)に、写真撮影地点は図5-11に示すとおりである。



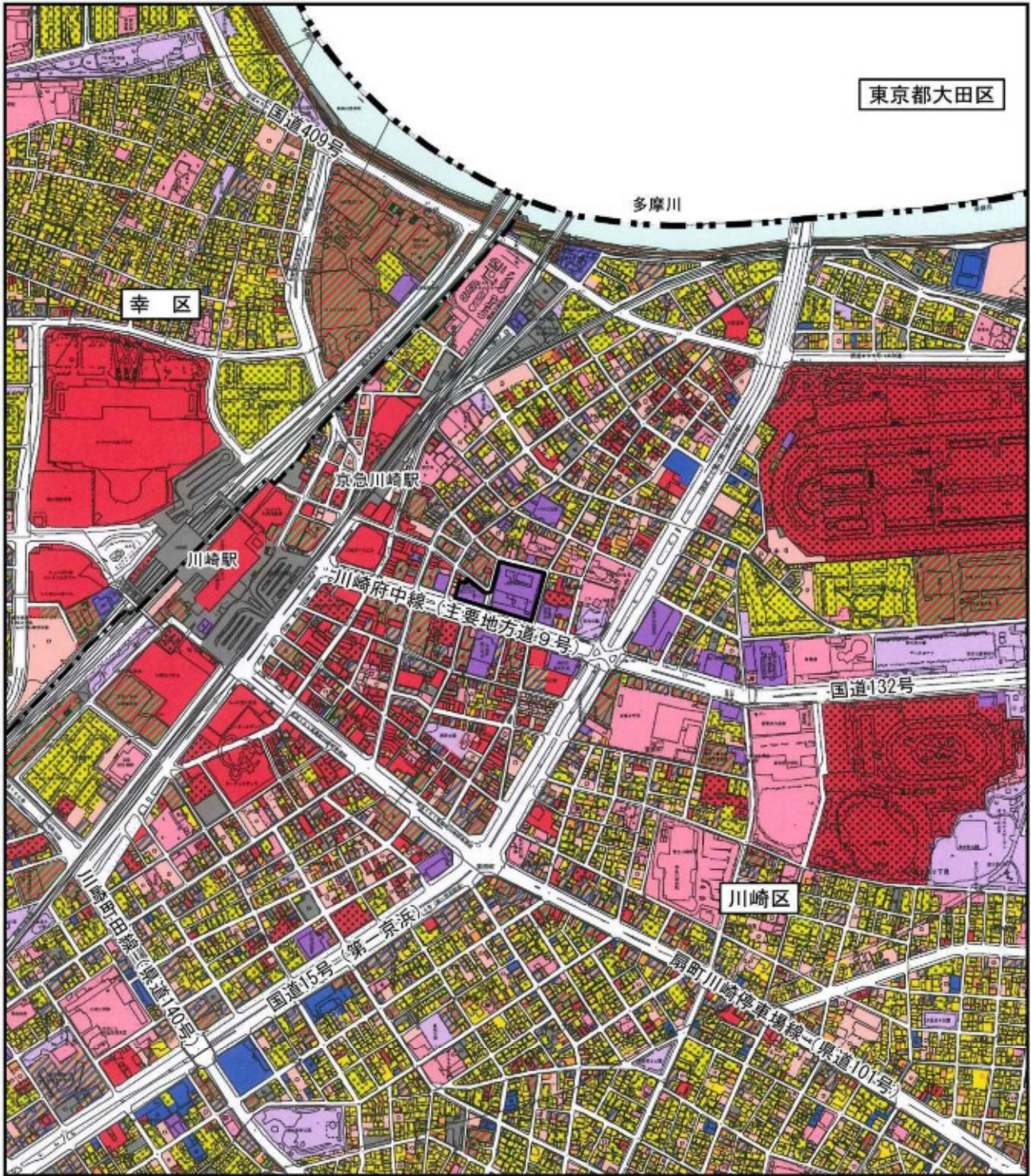
凡例

- | | | | | | |
|---|-----|---|---------|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第二種住居地域 |  | 準工業地域 |
|  | 都県界 |  | 準住居地域 |  | 工業地域 |
|  | 区界 |  | 近隣商業地域 |  | |
| | |  | 商業地域 | | |

資料：「川崎都市計画総括図」（平成27年3月、川崎市）

図5-9 都市計画図





凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界

自然的土地利用

- 河川、水路、水面
- 荒地、海浜、河川敷

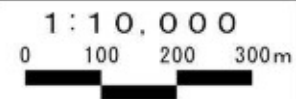
都市的土地利用

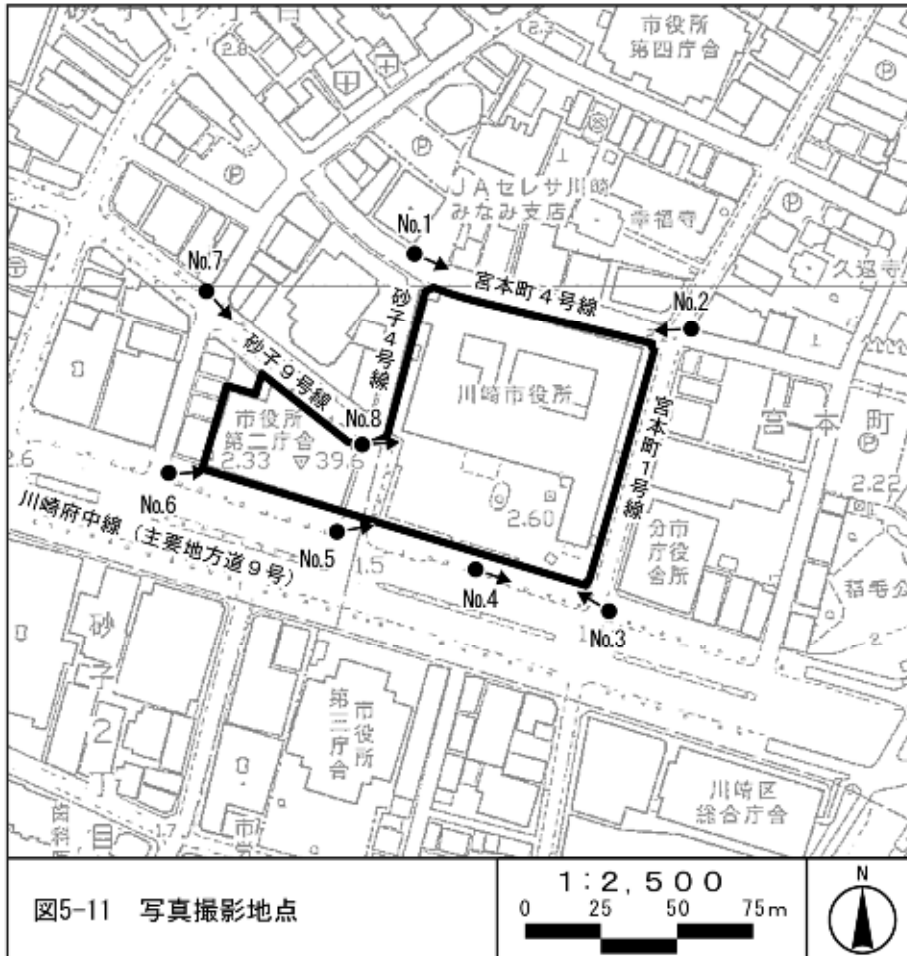
- 住宅用地
- 集合住宅用地
- 店舗併用住宅用地
- 作業所併用住宅用地
- 併用集合住宅用地
- 業務施設用地
- 商業用地
- 宿泊娯楽施設用地
- 軽工業用地
- 運輸施設用地
- 公共用地

- 供給処理施設用地
- 文教・厚生用地
- 公共空地
- その他の空地
- 道路用地・鉄道用地

資料：「土地利用現況図（川崎区・幸区）平成22年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成26年3月、川崎市）

図5-10 土地利用現況図





No.1 : 計画地北西側道路より



No.2 : 計画地北東側道路より

注) 平成 28 年 10 月下旬から本庁舎上屋の解体工事に着手している。

写真5-1(1) 計画地及びその周辺の現況 (平成27年 5月15日撮影)



No.3：計画地南東側歩道より



No.4：計画地南側歩道より



No.5：計画地南側歩道より



No.6：計画地南西側歩道より



No.7：計画地西側歩道より



No.8：計画地西側歩道より

注) 平成 28 年 10 月下旬から本庁舎上屋の解体工事に着手している。

写真5-1(2) 計画地及びその周辺の現況 (平成27年5月15日、11月27日撮影)

(7) 交通、運輸の状況

① 道路

計画地周辺の主要な道路は図5-12に示すとおり、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに国道15号（第一京浜）、南側約350mに扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに国道409号等が通っている。

計画地周辺の道路交通センサスの調査地点は、図5-12に示すとおりである。

道路交通センサスの調査結果（平成11、17、22年度）は表5-4及び図5-13に示すとおり、平成22年度の自動車交通量（平日）は国道409号で22,364台/12時間（大型車混入率：28.6%）、川崎府中線（主要地方道9号）で12,466台/12時間（大型車混入率：9.0%）である。

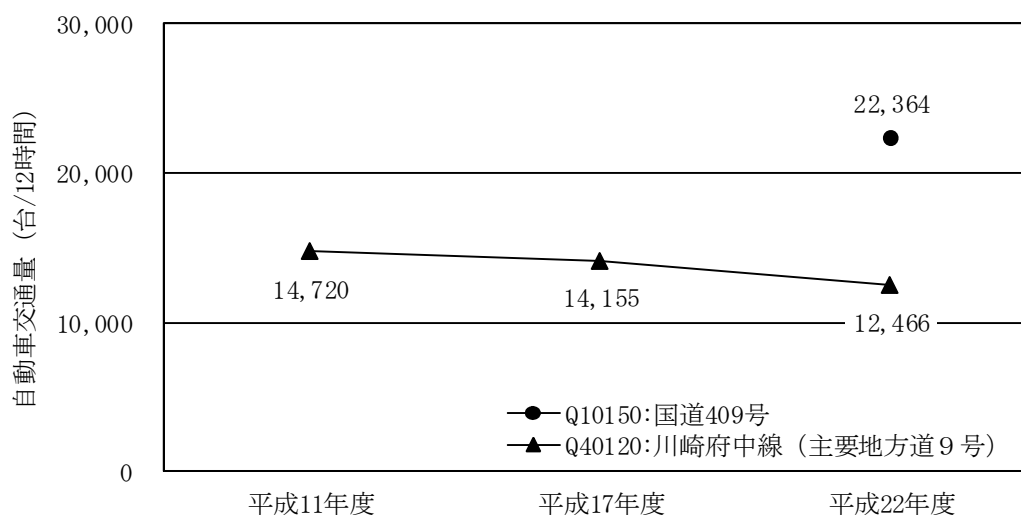
表5-4 道路交通センサスの調査結果（平成11、17、22年度）

区間番号	道路名	年度	自動車交通量 (台/12時間)		大型車混入率 (%)	
			平日	休日	平日	休日
Q10150 (川崎区駅前本町26)	国道409号	11	—	—	—	—
		17	—	—	—	—
		22	22,364	—	28.6	—
Q40120 (幸区堀川町72)	川崎府中線 (主要地方道9号)	11	14,720	11,204	17.4	10.8
		17	14,155	9,508	15.4	8.0
		22	12,466	9,867	9.0	3.6

注) 調査時間：7時～19時の12時間

資料：「平成22年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」

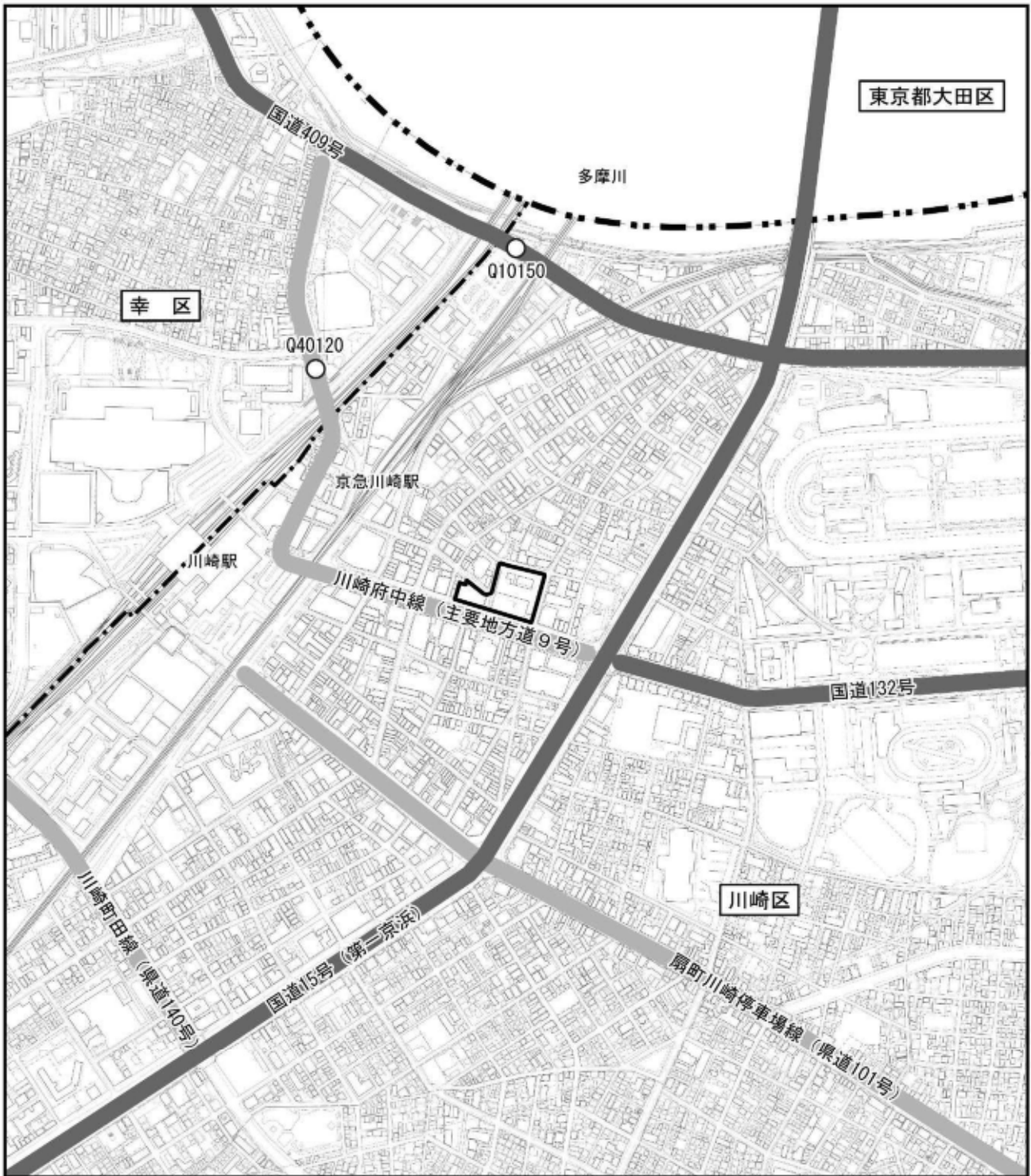
(川崎市建設緑政局)



資料：「平成22年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」

(川崎市建設緑政局)

図5-13 道路交通センサスの調査結果（平成11、17、22年度：平日）

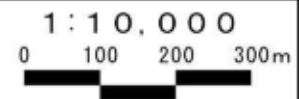


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|----------|
|  | 計画地 |  | 国 道 |
|  | 都県界 |  | 主要地方道・県道 |
|  | 区 界 |  | 調査地点 |

資料：「平成22年度全国道路交通情勢（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）

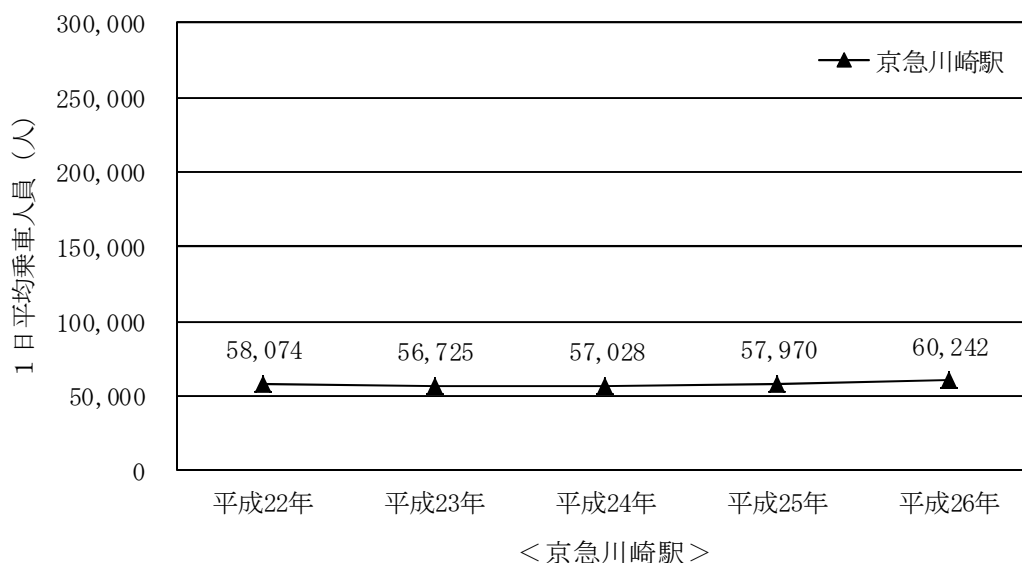
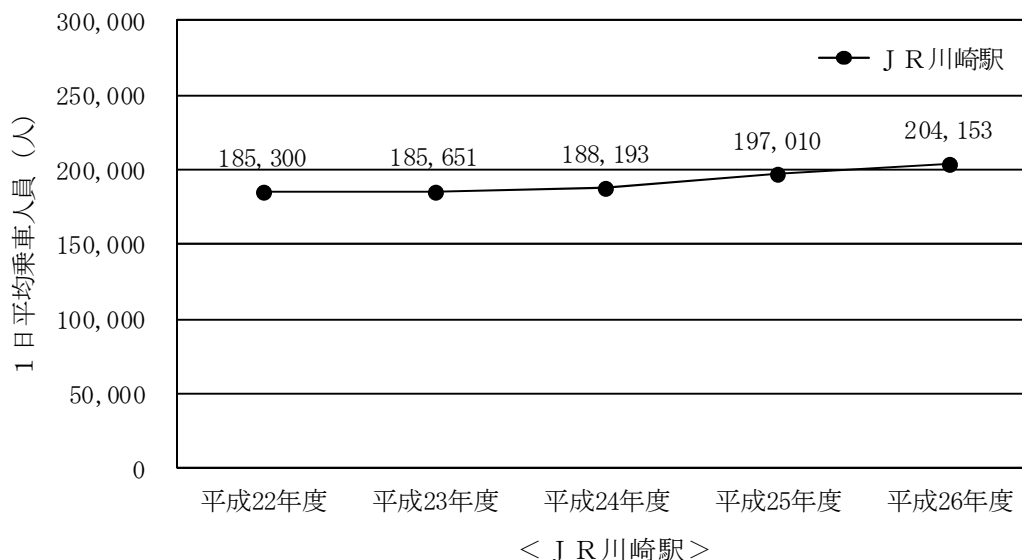
図5-12 主要な道路及び道路交通センサスの調査地点



② 鉄 道

計画地周辺の鉄道路線は図5-14に示すとおり、計画地の西側に J R 京浜東北線、東海道本線、南武線及び京浜急行本線、北側に京浜急行大師線が通っている。

計画地最寄り駅である J R 川崎駅及び京急川崎駅の 1 日平均乗車人員の推移は図5-15に示すとおり、 J R 川崎駅及び京急川崎駅ともに緩やかな増加傾向にある。



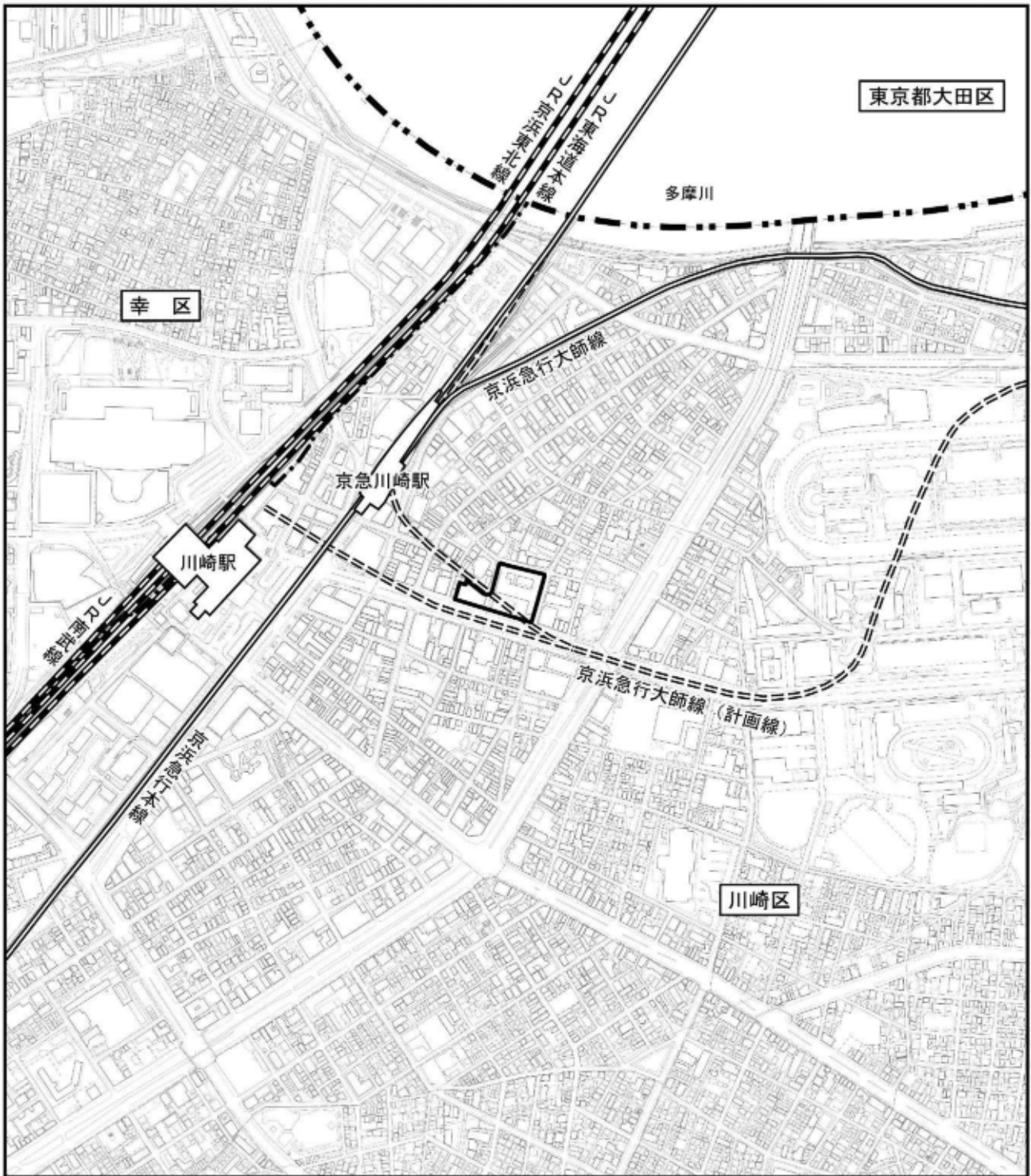
資料：「川崎市統計書 平成 27 年（2015 年）版」（平成 28 年 3 月、川崎市）

図5-15 1日平均乗車人員の推移

③ バ ス

計画地周辺のバス路線は図5-16に示すとおり、川崎市営バス 9 系統、川崎鶴見臨港バス 16 系統、京浜急行バス 3 系統が J R 川崎駅から臨海部方面等に運行している。

なお、計画地最寄りのバス停は、川崎鶴見臨港バス及び市バスの市役所前、京浜急行バスの川崎市役所前である。



凡 例

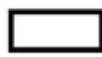




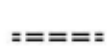
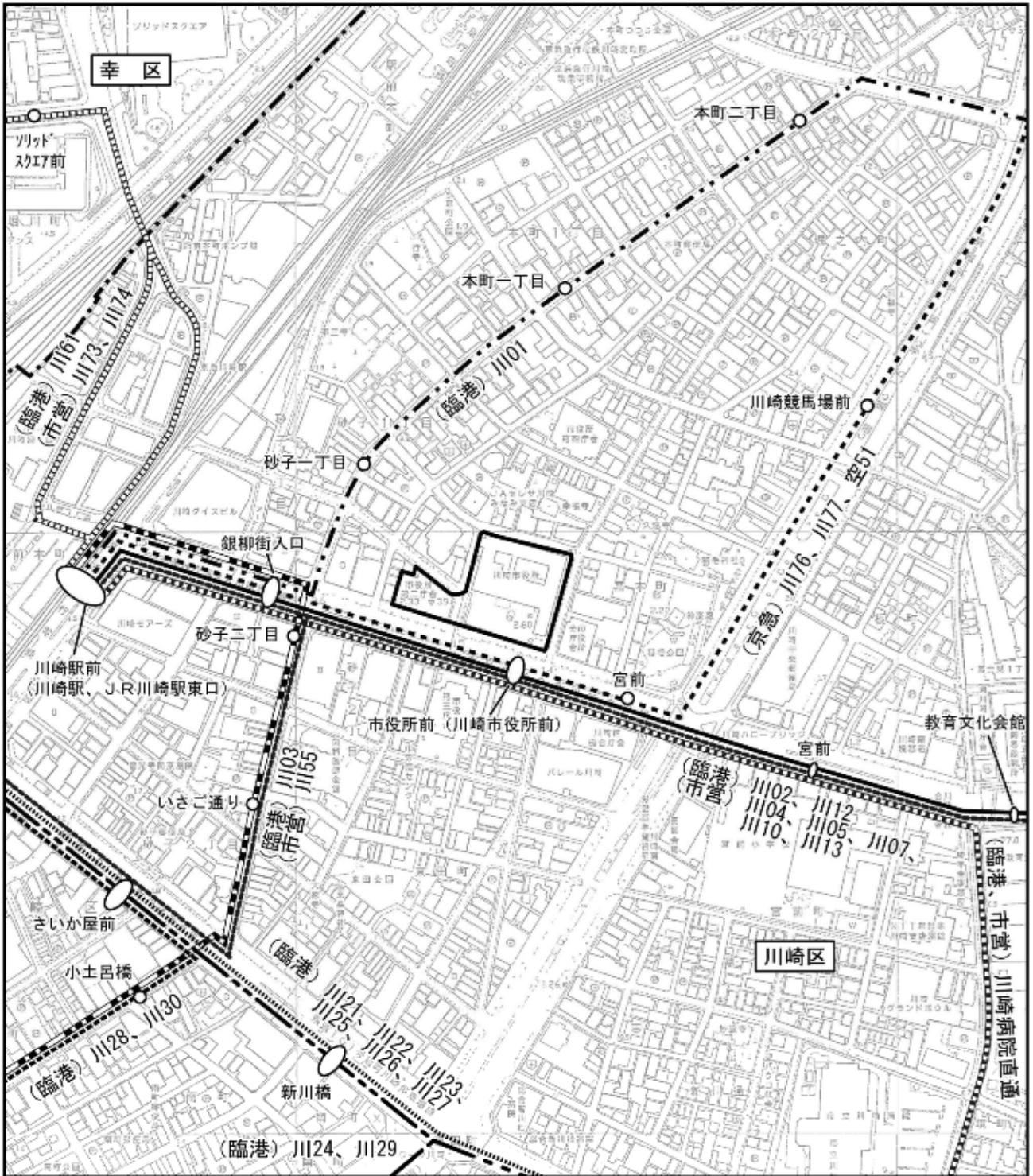
- | | | | |
|---|-----|---|----------------------|
|  | 計画地 |  | 鉄 道 (JR) |
|  | 都県界 |  | 鉄 道 (京浜急行本線、京浜急行大師線) |
|  | 区 界 |  | 鉄 道 (京浜急行大師線 (計画線)) |

図5-14 鉄道路線図

1 : 10,000
0 100 200 300m

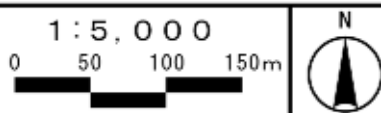




凡例	--- (臨港) 川01	----- (臨港) 川28、川30
計画地	--- (臨港) 川02、川12	----- (臨港) 川61
--- 区界	--- (市営) 川04、川05、川07、川10、川13	----- (市営) 川73、川74
	--- (臨港) 川03	----- (市営) 川55
	----- (臨港) 川21、川22、川23、川25、川26、川27	----- (臨港、市営) 川崎病院直通
	--- (臨港) 川24、川29	----- (京急) 川76、川77、空51

資料：「川崎区マップ」(平成28年3月、川崎区役所地域振興課)

図5-16 バス路線図



(8) 公共施設等の状況

① 公共施設等

計画地及びその周辺の主要な公共施設等は、表5-5及び図5-17に示すとおりである。

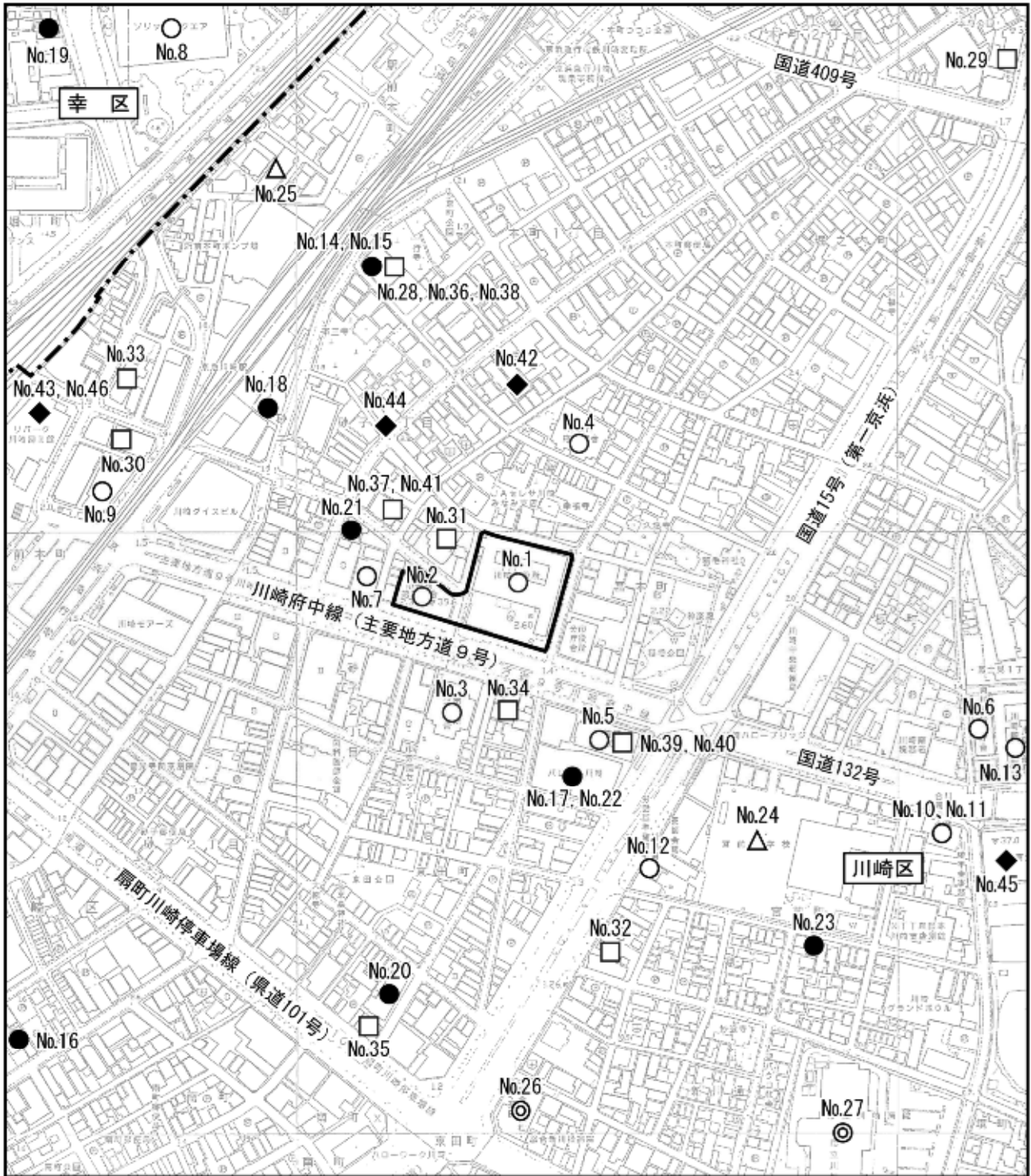
現在、計画地には川崎市役所本庁舎（No.1）及び第2庁舎（No.2）が存在している。また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎（No.3）、北側約80mに川崎市役所第4庁舎（No.4）、南東側約70mに川崎区役所（No.5）、保育施設として西側約50mにひなた園（No.21）、南東側約80mにレイモンド川崎保育園（No.17）及びKAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL（No.22）、医療機関として南側約400mに総合新川橋病院（No.26）、南東側約400mに川崎市立川崎病院（No.27）、福祉施設として西側約20mにMelk 川崎砂子 Office（No.31）、北西側約50mに発達相談支援センター（No.37）及び川崎南部就労援助センター（No.41）、南側約50mにウイングル川崎センター（No.34）、市民館・図書館・会館として北側約120mに東海道かわさき宿交流館（No.42）、北西側約120mに川崎・砂子の里資料館（No.44）等の施設がある。教育施設は、計画地の南東側約200mに宮前小学校（No.24）があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。

なお、計画地内の川崎市役所本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしていない。そのため、現在の本庁舎の解体後に災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する新たな庁舎を建設して、分散化している本庁機能を集約する必要がある、「川崎市本庁舎等建替基本計画」（平成28年1月、川崎市）に基づき、機能性や経済性、環境、文化、まちづくりなどにも配慮しながら、新たな本庁舎の整備に取り組むこととされている。

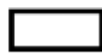


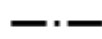




表5-5 主要な公共施設等の一覧

項目	No.	施設名称	住所	
行政機関等	1	川崎市役所本庁舎	川崎区宮本町1	
	2	川崎市役所第2庁舎	川崎区砂子1-9-3	
	3	川崎市役所第3庁舎	川崎区東田町5-4	
	4	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	
	5	川崎区役所	川崎区東田町8	
	6	神奈川県川崎合同庁舎	川崎区富士見1-1-2	
	7	かわさき市税事務所	川崎区砂子1-8-9	
	8	川崎県民センター	幸区堀川町580	
	9	だいJOBセンター (川崎市生活自立・仕事相談センター)	川崎区駅前本町11-2	
	10	横浜地方検察庁 川崎支部	川崎区宮前町12-11	
	11	横浜地方法務局 川崎支局	川崎区宮前町12-11	
	12	労働基準監督署 川崎南	川崎区宮前町8-2	
	13	横浜地方裁判所 川崎支部	川崎区富士見1-1-3	
保育施設	保育所 (認可保育所)	14	川崎乳児保育所	川崎区本町1-1-1
		15	夜間保育所あいいく	川崎区本町1-1-1
		16	アスク川崎東口保育園	川崎区小川町13-9
		17	レイモンド川崎保育園	川崎区東田町8
		18	京急キッズランド京急川崎	川崎区砂子1-3-1
	19	わらべうた幸町保育園	幸区幸町1-749-2	
	地域保育園	20	ミルキーホーム川崎園	川崎区東田町2-10
21		ひなた園	川崎区砂子1-8-4	
22		KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎区東田町8	
小規模保育 (B型)	23	さくらっこ保育園	川崎区宮前町9-5	
	24	宮前小学校	川崎区宮前町8-13	
教育施設	25	外語ビジネス専門学校	川崎区駅前本町22-1	
	26	総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	
医療機関	27	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	
	福祉施設	28	特別養護老人ホームしおん	川崎区本町1-1-1
29		グループホームこでまり六郷	川崎区本町2-12-14	
障害福祉 サービス 事業所 (通所)		30	Melk 川崎 Office	川崎区駅前本町10-5
		31	Melk 川崎砂子 Office	川崎区砂子1-10-2
		32	さくらネット	川崎区宮前町2-2
		33	Future Dream Achievement 川崎	川崎区駅前本町15-5
		34	ウイング川崎センター	川崎区東田町6-2
35		就労支援センターひゅーまにあ川崎	川崎区東田町2-11	
地域子育て 支援センター		36	地域子育て支援センターあいいく	川崎区本町1-1-1
相談窓口		37	発達相談支援センター	川崎区砂子1-7-5
		38	しおん地域包括支援センター	川崎区本町1-1-1
	39	精神保健福祉センター	川崎区東田町8	
	40	障害者更生相談所南部地域支援室	川崎区東田町8	
	41	川崎南部就労援助センター	川崎区砂子1-7-5	
市民館・図書館・会館	42	東海道かわさき宿交流館	川崎区本町1-8-4	
	43	アートガーデンかわさき	川崎区駅前本町12-1	
	44	川崎・砂子の里資料館	川崎区砂子1-4-10	
	45	川崎市教育文化会館	川崎区富士見2-1-3	
	46	川崎図書館	川崎区駅前本町12-1	

資料：「かわさき生活ガイド 2016年度」(平成28年11月、川崎市)
「病院・診療所名簿」(川崎市健康福祉局ホームページ)

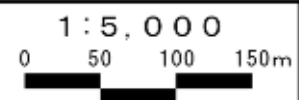


凡 例

- | | | | | | |
|---|-----|---|--------------------|---|--------------------------|
|  | 計画地 |  | 行政機関等 (No.1~No.13) |  | 医療機関 (No.26~No.27) |
|  | 区 界 |  | 保育施設 (No.14~No.23) |  | 福祉施設 (No.28~No.41) |
| | |  | 教育施設 (No.24~No.25) |  | 市民館・図書館・会館 (No.42~No.46) |

資料：「かわさき生活ガイド 2016年度」(平成28年11月、川崎市)
「病院・診療所名簿」(川崎市健康福祉局ホームページ)

図5-17 主要な公共施設等の位置



② 公園

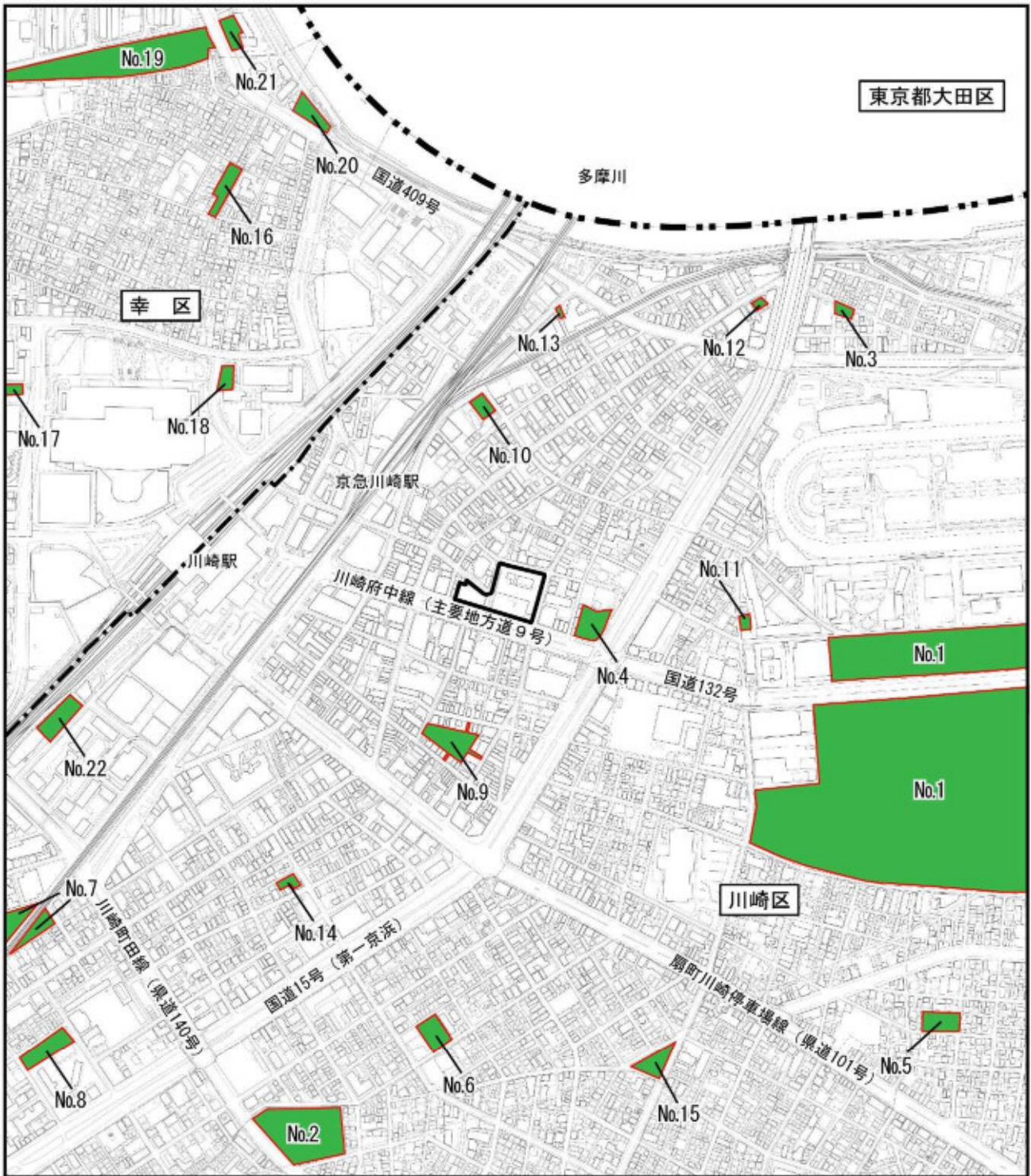
計画地周辺の公園・緑地等は表5-6及び図5-18に示すとおり、計画地の東側約50mに稲毛公園、南側約200mに東田公園、北側約250mに東町公園、東側約400mに富士見公園等がある。

表5-6 公園・緑地等の一覧

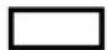
項目	No.	名称	住所
都市公園	総合公園	1 富士見公園	川崎区富士見1, 2
	近隣公園	2 渡田新町公園	川崎区渡田新町1-5-1
	街区公園	3 旭町1丁目公園	川崎区旭町1-8-5
		4 稲毛公園	川崎区宮本町7-8
		5 大島第6公園	川崎区大島1-3-15
		6 貝塚公園	川崎区貝塚1-8-7
		7 上並木公園	川崎区日進町8-14
		8 日進町中央公園	川崎区日進町23-23
		9 東田公園	川崎区東田町3-25
		10 東町公園	川崎区本町1-1-6
		11 富士見1丁目公園	川崎区富士見1-2-4
		12 本町公園	川崎区本町2-12-11
		13 本町つつじ公園	川崎区本町2-2-6
		14 南町公園	川崎区南町6-1
		15 渡田第2公園	川崎区貝塚2-17-1
		16 幸町公園	幸区幸町3-9
		17 中幸町3丁目さくら公園	幸区中幸町3-26-45, 46
		18 堀川町公園	幸区堀川町4-345-15
	緑道	19 さいわい緑道(旧河原町緑道)	幸区河原町、神明町1, 2丁目地区内
市営公園	街区公園	20 多摩川見晴し公園	幸区幸町2-567番先
		21 戸手南公園	幸区戸手4-9
	都市緑地	22 川崎駅東口緑地(ルフロン公園)	川崎区日進町1-41

資料：「川崎市公園・緑地等位置図」(平成28年1月、川崎市建設緑政局)

「川崎の公園(平成28年3月31日現在)」(川崎市建設緑政局ホームページ)



凡 例



計画地



公園・緑地等 (No.1～No.22)



都県界



区 界

資料：「川崎市公園・緑地等位置図」（平成28年1月、川崎市建設緑政局）
 「川崎の公園（平成28年3月31日現在）」（川崎市建設緑政局ホームページ）

図5-18 公園・緑地等の位置



(9) 史跡・文化財の状況

計画地周辺の指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は、表5-7(1)～(2)及び図5-19に示すとおりである。

計画地周辺には指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存等について法的に義務付けられているわけではないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」（平成24年3月、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課）において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産^{注）}としての一定の価値を有する建物であると考えられるため、何らかの手法による記憶の継承が求められている。なお、この報告書の中で、現在の本庁舎は、神奈川県唯一の戦前創建の現役の市庁舎であること、デザインはシンプルでモダンであり、全体として統一的なスタイルが保たれていること、建築様式は「現代式」とされ、時代の最先端の表現を盛り込んだ公共建築といえることなどから、「特に重要と認められる物件」のひとつとして選定されている。

表5-7(1) 指定文化財等の一覧

No.	指定区分	種類	名称	所有者	住所
1	市重要歴史記念物	建造物	手洗石	稲毛神社	川崎区宮本町7-7
2	市重要郷土資料	有形民俗文化財	庚申塔 1基 附 石造鉢形香炉 1基	真福寺	川崎区堀之内町11-7

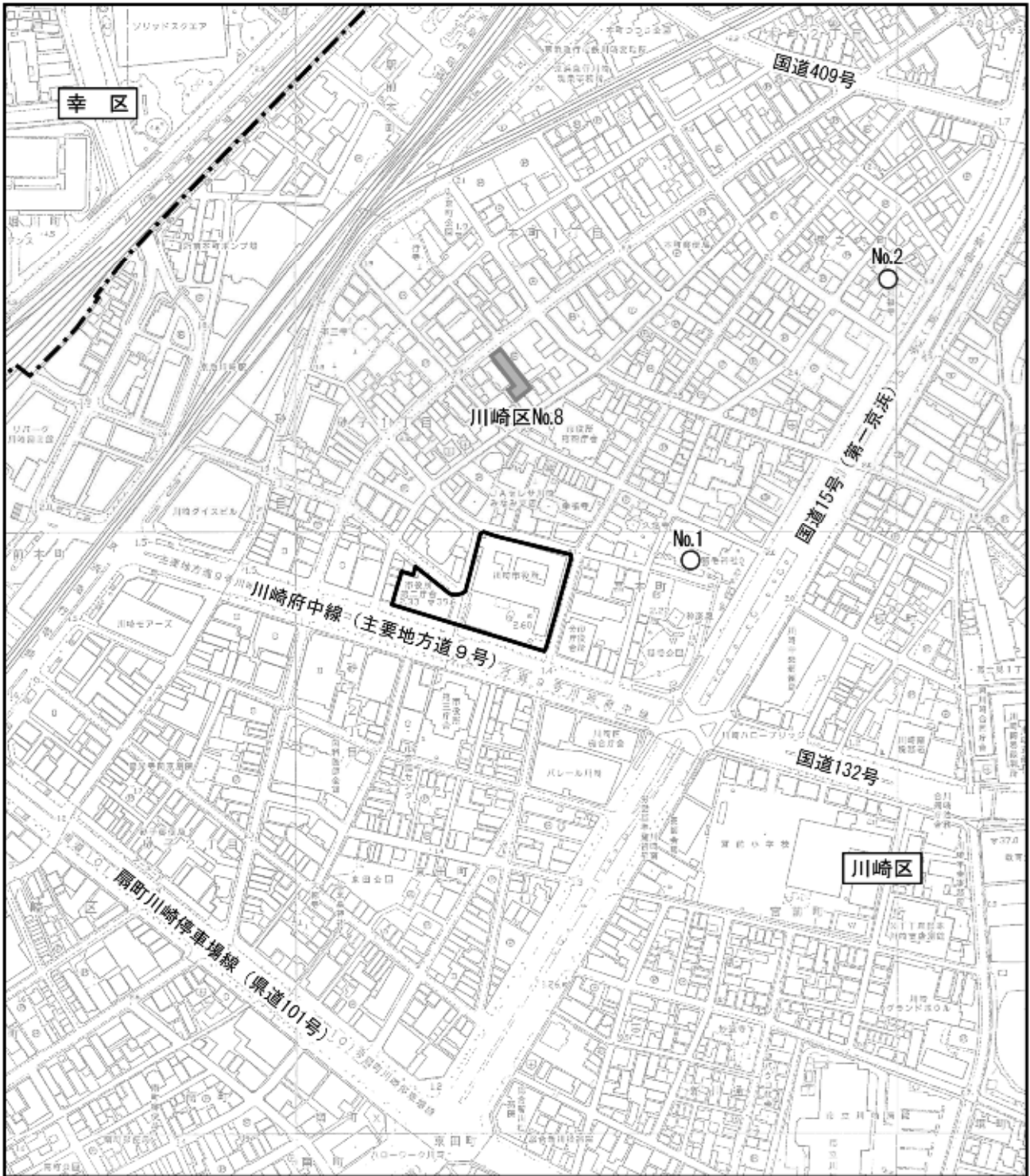
資料：「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）

表5-7(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧

名称	遺跡の時代	住所
川崎区No.8	近世後期、近代初頭	川崎区本町1-8-4

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）

注）「神奈川県近代化遺産－神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－」によると、近代化遺産とは、「江戸時代末期から第二次世界大戦期に間に近代的な手法で造られた産業、交通、土木等に関する建造物、土木構造物」と定義づけられている。なお、神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査は、「近代化遺産（建造物等）総合調査費国庫補助要綱」（平成2年6月、文化庁長官裁定）に基づく国家補助事業として実施されたものである。

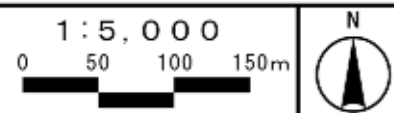


凡 例

- 計画地
- 指定文化財等 (No.1~No.2)
- 区 界
- 周知の埋蔵文化財包蔵地 (川崎区No.8)

資料：「指定文化財紹介」(川崎市教育委員会ホームページ)
 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」(川崎市ホームページ)

図5-19 指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置



(10) 公害等の状況

① 公害等の状況

公害苦情の発生状況（平成27年度）は表5-8に示すとおり、川崎区の公害苦情の総数は26件で、悪臭に関する苦情が最も多く、次いで騒音、大気汚染、振動の順となっている。

表5-8 公害苦情の発生状況（平成27年度）

区 分 \ 種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総数
川 崎 区	7	0	0	8	1	0	10	0	26
川 崎 市	50	27	0	52	10	0	42	0	181

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

② 大気汚染

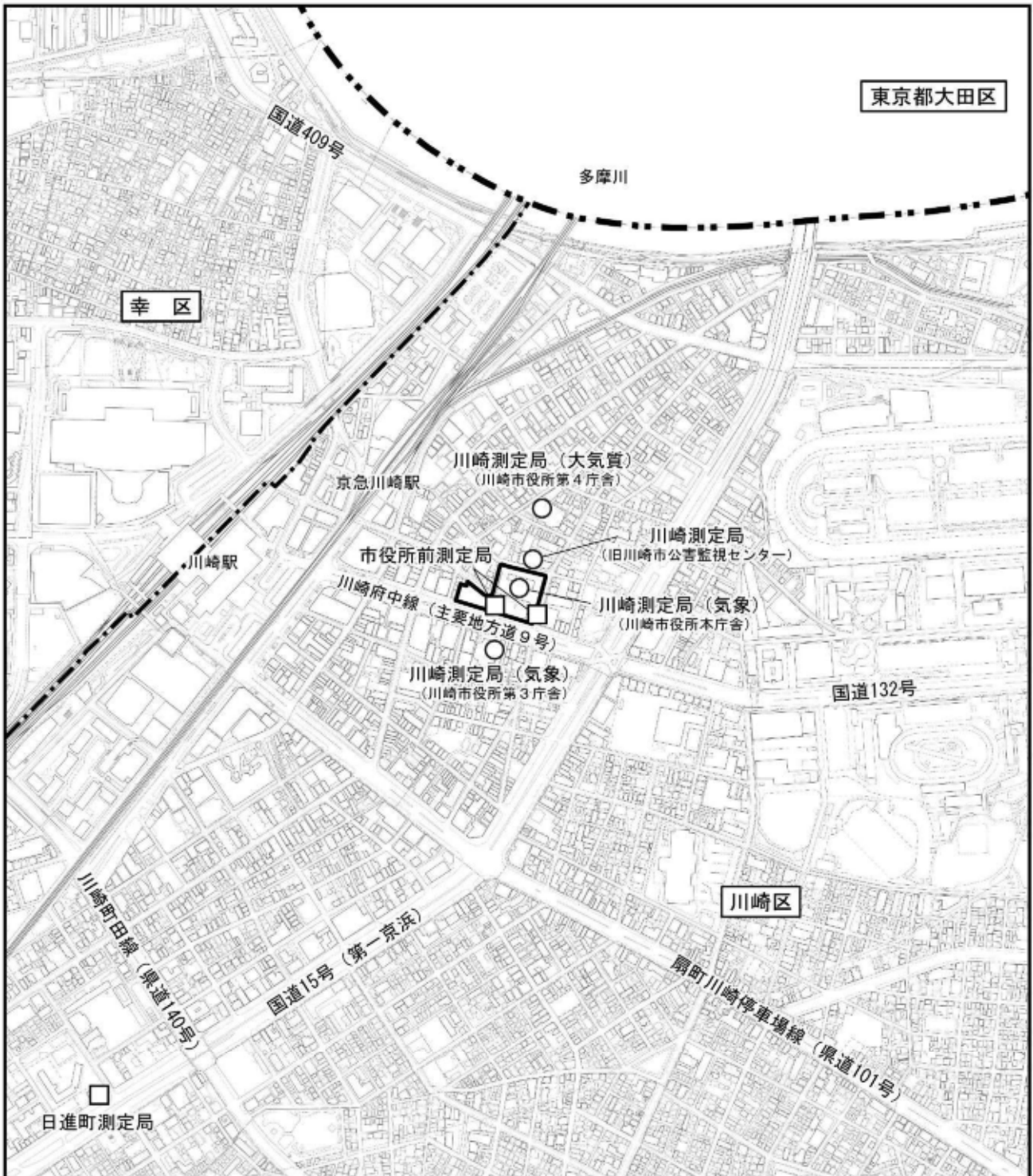
計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

大気汚染常時監視測定局の位置は、図5-20に示すとおりである。

計画地周辺には一般局である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎、旧川崎市公害監視センター）^{注1)}、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である市役所前測定局（川崎市役所本庁舎前）^{注2)}及び日進町測定局（都市機構川崎日進市街地住宅敷地内）が設置されている。

注1)川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2)市役所前測定局は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。



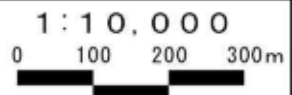
凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

注1) 川崎測定局は、平成25年6月23日に旧川崎市公害監視センターから川崎市役所本庁舎（気象）及び第4庁舎（大気質）に移設している。その後、気象については、川崎市役所本庁舎の解体工事に伴い測定機器を川崎市役所第3庁舎屋上に移設し、平成28年3月28日から測定を行っている。

注2) 市役所前測定局は、平成28年2月12日に西へ約100mの場所（川崎市役所本庁舎敷地南東角から南西角）に移設している。

図5-20 大気汚染常時監視測定局の位置



ア 二酸化窒素

大気中の二酸化窒素の測定結果（平成27年度）は表5-9に示すとおり、すべての測定局で環境基準を満足している。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移は図5-21に示すとおり、横ばい傾向にある。

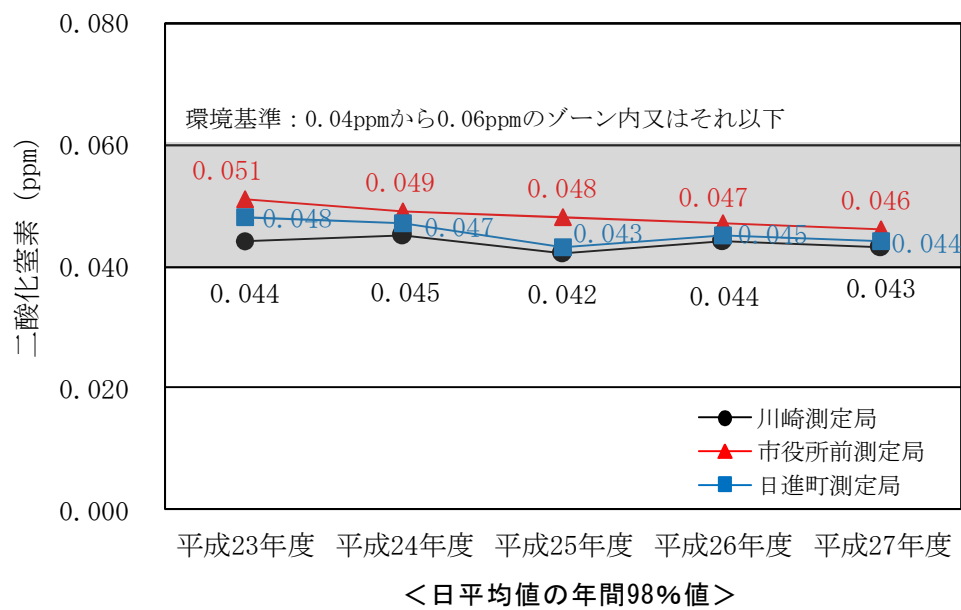
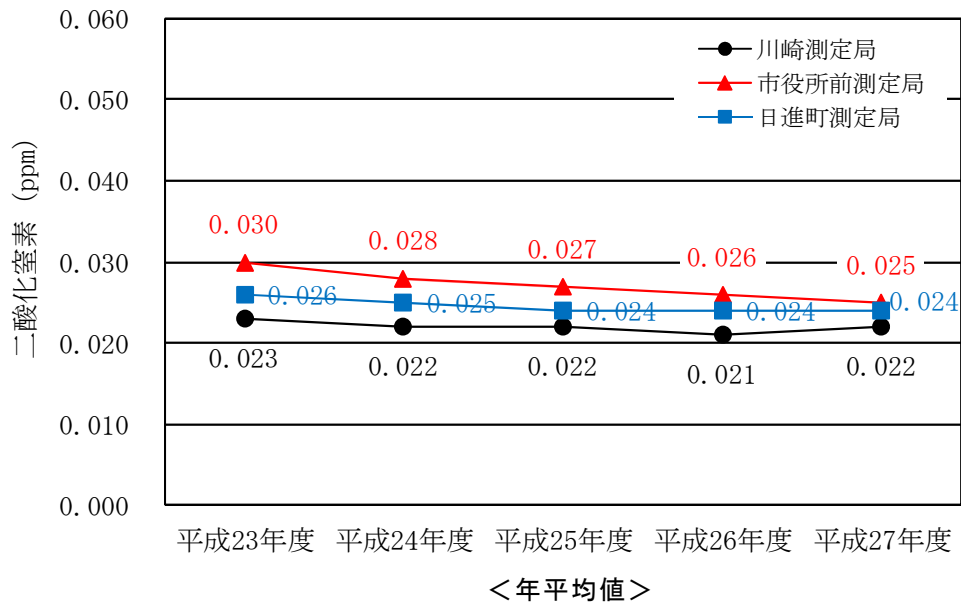
表5-9 大気中の二酸化窒素の測定結果（平成27年度）

測定局	環境基準評価		有効測定 日数	環境基準値に適合した 日数とその割合		年平均値 ppm
	日平均値の 年間98%値	評価 ^{注)}		日	%	
	ppm	○×				
川崎 (一般局)	0.043	○	359	359	100.0	0.022
市役所前 (自排局)	0.046	○	362	362	100.0	0.025
日進町 (自排局)	0.044	○	361	361	100.0	0.024
環境 基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



資料：「平成 28 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 29 年 1 月、川崎市）

図5-21 二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移
（平成23年度～平成27年度）

イ 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（平成27年度）は表5-10に示すとおり、環境基準の長期的評価はすべての測定局で満足している。環境基準の短期的評価は、市役所前測定局及び日進町測定局で満足しているが、川崎測定局では満足していない。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は図5-22に示すとおり、年平均値は横ばい傾向を示している。日平均値の年間2%除外値は、市役所前測定局では横ばい傾向にあるが、川崎測定局及び日進町測定局では平成24年度から平成25年度に増加傾向を示し、それ以降、川崎市役所測定局では減少傾向、日進町測定局では増減している。

なお、平成25年度は広域的に浮遊粒子状物質の濃度が高くなっており、「平成25年度 大気環境及び水環境の状況について（概要）」（平成26年7月、川崎市）によると、「夏期の気温が高いうえ、風が弱く、日射が強い気象条件が例年より多かったことから、浮遊粒子状物質等を発生させる光化学反応が促進され、高濃度日が連続したため」とされている。

表5-10 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（平成27年度）

測定局	環境基準評価									有効測定日数	年平均値
	長期的評価				短期的評価						
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 注)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		評価 注)		
		mg/m ³	有無		回	時間	%	日			
川崎(一般局)	0.055	無	0	○	2	0.0	1	0.3	×	353	0.020
市役所前(自排局)	0.053	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	360	0.021
日進町(自排局)	0.057	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	364	0.018
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。										

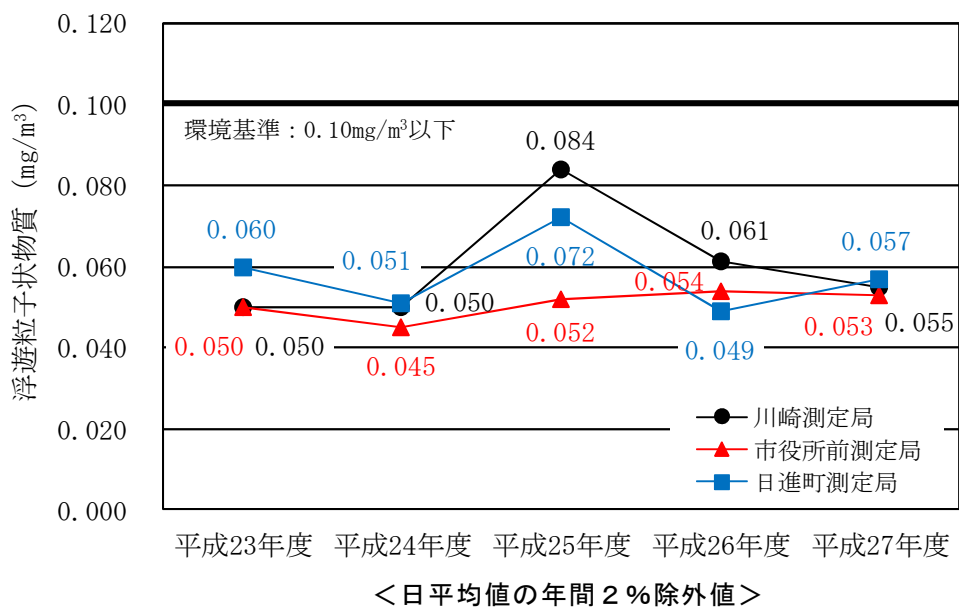
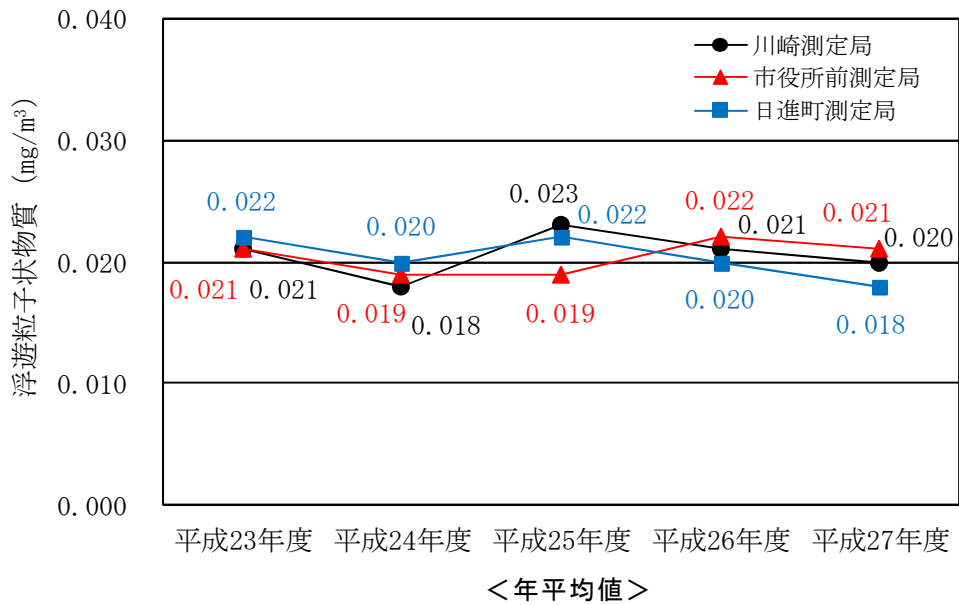
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

図5-22 浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
（平成23年度～平成27年度）

ウ 微小粒子状物質

大気中の微小粒子状物質の測定結果（平成27年度）は表5-11に示すとおり、川崎測定局では環境基準を満足しているが、日進町測定局では環境基準を満足していない。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移は図5-23に示すとおり、横ばい傾向から減少傾向を示している。

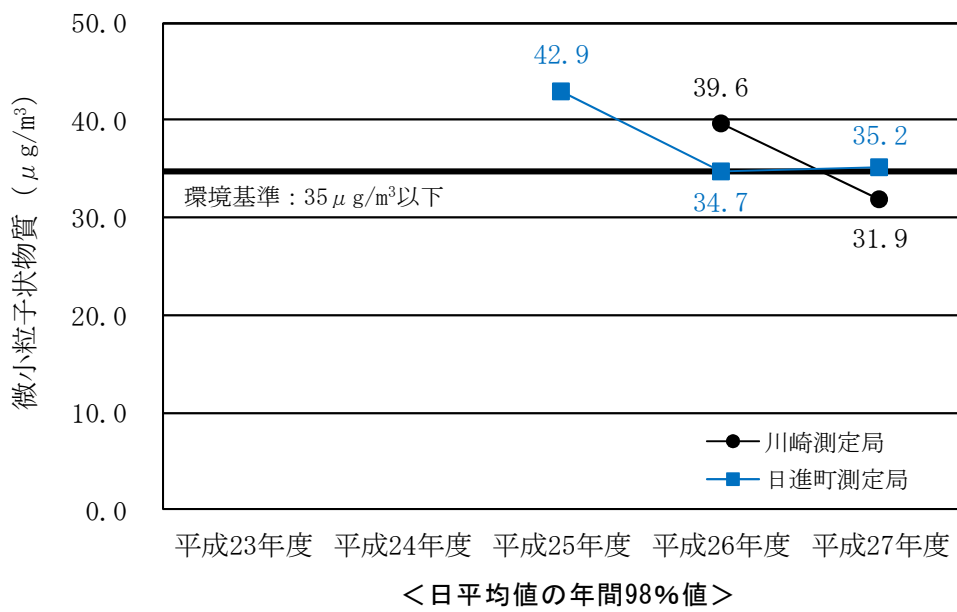
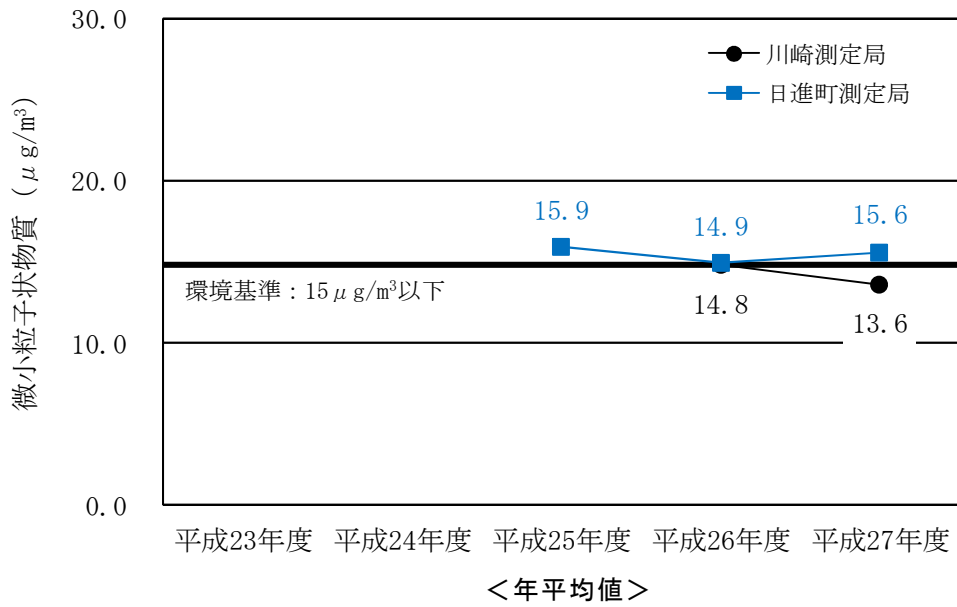
表5-11 大気中の微小粒子状物質の測定結果（平成27年度）

測定局	環境基準評価			有効測定 日数	環境基準値に適合した 日数とその割合	
	年平均値	日平均値の 年間98%値	評価 ^{注)}		日	%
	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	○×	日	日	%
川崎 (一般局)	13.6	31.9	○	361	355	98.3
日進町 (自排局)	15.6	35.2	×	362	354	97.8
環境 基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



注) 微小粒子状物質については、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに定められたため、川崎市の大気汚染常時監視測定局では平成 22 年度から順次測定が開始されている。川崎測定局は平成 26 年度、日進町測定局は平成 25 年度から微小粒子状物質の測定を行っている。
 資料：「平成 28 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 29 年 1 月、川崎市）

図5-23 微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値の推移
 （平成23年度～平成27年度）

エ 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄の測定結果（平成27年度）は表5-12に示すとおり、川崎測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の二酸化硫黄の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は図5-24に示すとおり、横ばい傾向を示している。

表5-12 大気中の二酸化硫黄の測定結果（平成27年度）

測定局	環境基準評価									有効測定日数	年平均値
	長期的評価				短期的評価						
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 注)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		評価 注)		
		ppm	有無		回	時間	%	日			
川崎 (一般局)	0.004	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	362	0.002
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。										

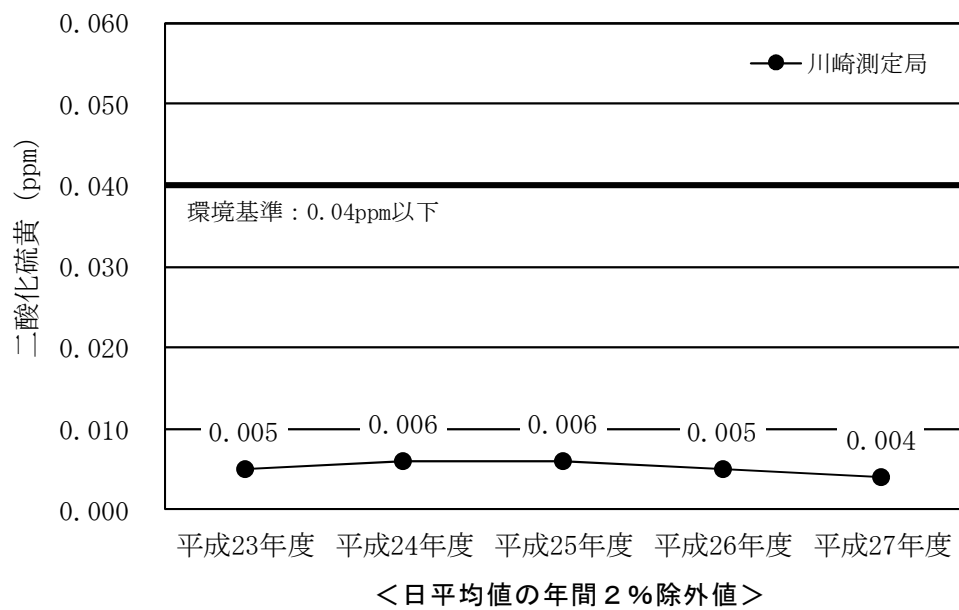
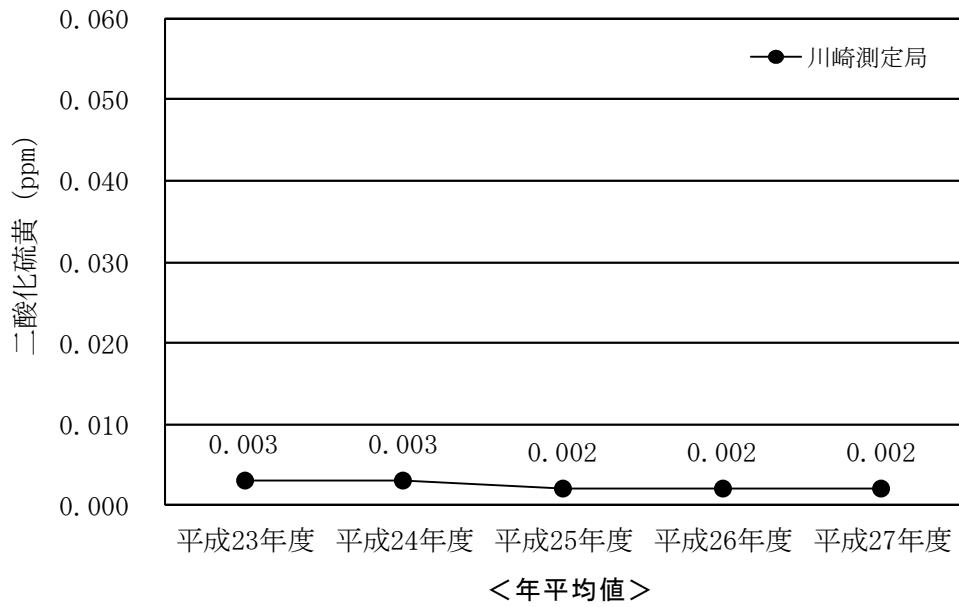
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：1時間値が0.1ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



資料：「平成 28 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 29 年 1 月、川崎市）

図5-24 二酸化硫黄の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
（平成23年度～平成27年度）

オ 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素の測定結果（平成27年度）は表5-13に示すとおり、すべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の一酸化炭素の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移は図5-25に示すとおり、横ばい傾向を示している。

表5-13 大気中の一酸化炭素の測定結果（平成27年度）

測定局	環境基準評価									有効測定日数	年平均値
	長期的評価				短期的評価						
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 注)	8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		評価 注)		
		ppm	有無		回	回	%	日			
市役所前(自排局)	0.6	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	337	0.3
日進町(自排局)	0.7	無	0	○	0	0.0	0	0.0	○	364	0.3
環境基準	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。										

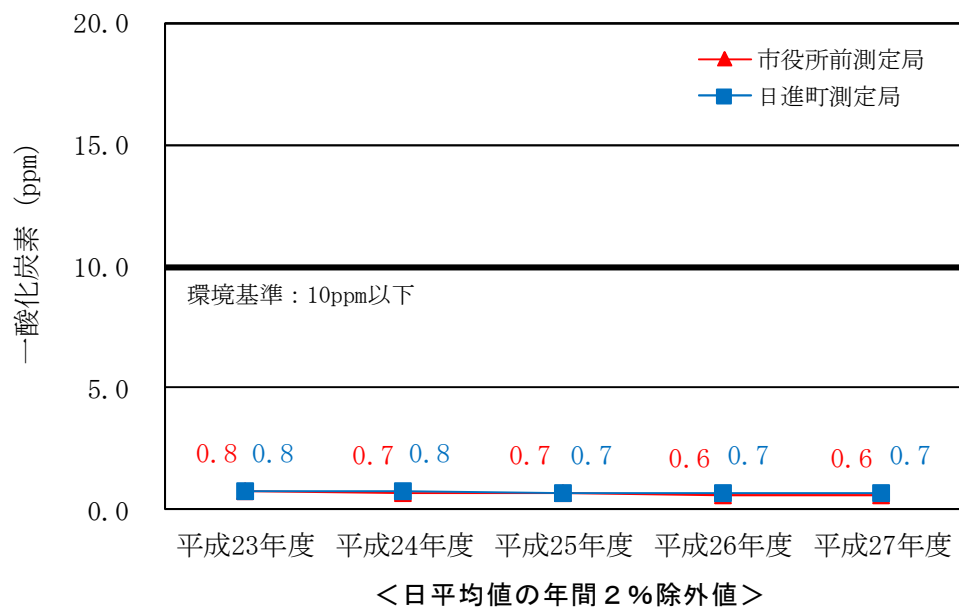
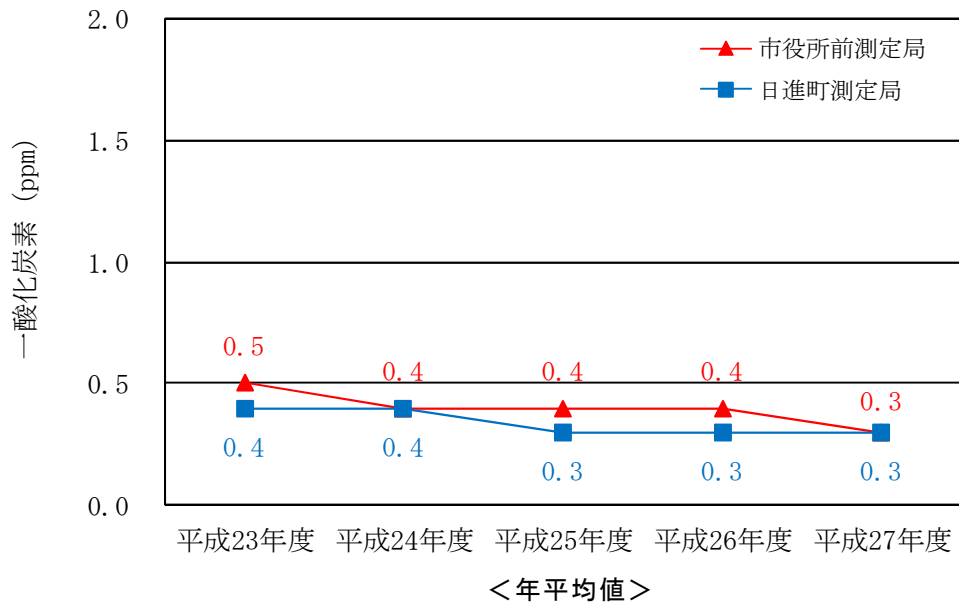
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：8時間平均値が20ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppm以下であること

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



資料：「平成 28 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 29 年 1 月、川崎市）

図5-25 一酸化炭素の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の推移
（平成23年度～平成27年度）

カ 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントの測定結果（平成27年度）は表5-14に示すとおり、川崎測定局で環境基準を満足していない。

また、過去5年間（平成23年度～平成27年度）の光化学オキシダントの昼間の年平均値及び1時間値の最高値の推移は図5-26に示すとおり、昼間の年平均値は横ばい傾向を示している。昼間の1時間値の最高値は、平成23年度から平成25年度に増加傾向を示したが、それ以降、昼間の1時間値の最高値が増減している。

表5-14 大気中の光化学オキシダントの測定結果（平成27年度）

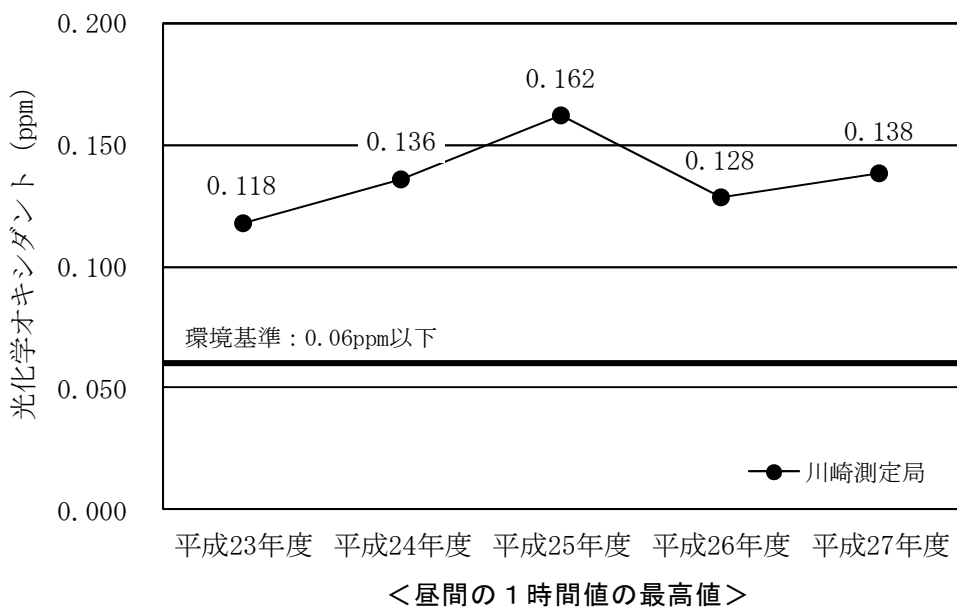
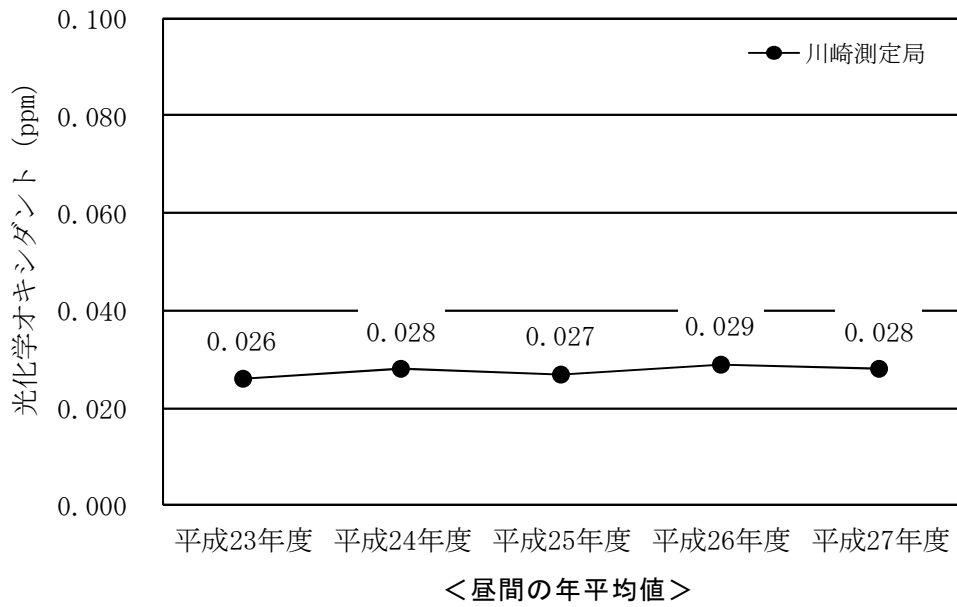
測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数とその割合	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の年平均値 ppm		
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		評価 注)			時間	%	日	%			時間	%
	時間	%											
川崎 (一般局)	231	4.3	×	5336	95.7	3	0.8	6	0.1	0.138	0.028		
環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。												

注1) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

注2) 昼間：5時～20時

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）



資料：「平成 28 年度 環境局事業概要－公害編－」（平成 29 年 1 月、川崎市）

図5-26 光化学オキシダントの昼間の年平均値及び昼間の1時間値の最高値の推移
(平成23年度～平成27年度)

③ 水質汚濁

ア 河 川

計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。

公共用水域の水質測定結果（平成27年度）は表5-15に示すとおり、生物化学的酸素要求量（BOD）は環境基準を満足している。

また、公共用水域の水質測定結果の推移（平成23年度～平成27年度）は図5-27に示すとおり、生物化学的酸素要求量（BOD）の年間平均値及び75%値は平成25年度以降増加傾向にある。

表5-15 公共用水域の水質測定結果（平成27年度）

河 川	測定地点	BOD (mg/L)		環境基準
		年間平均値	BOD75%値	
多摩川	六郷橋	2.1	2.9 (○)	3 mg/L以下 (B類型)

注) () は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成27年度 神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成28年11月、神奈川県）

イ 地下水

計画地周辺では、平成25年度に川崎区宮本町で地下水の水質測定が行われている。

地下水の水質測定結果（平成25年度）は表5-16に示すとおり、すべての項目で環境基準を満足している。

表5-16 地下水の水質測定結果（平成25年度）

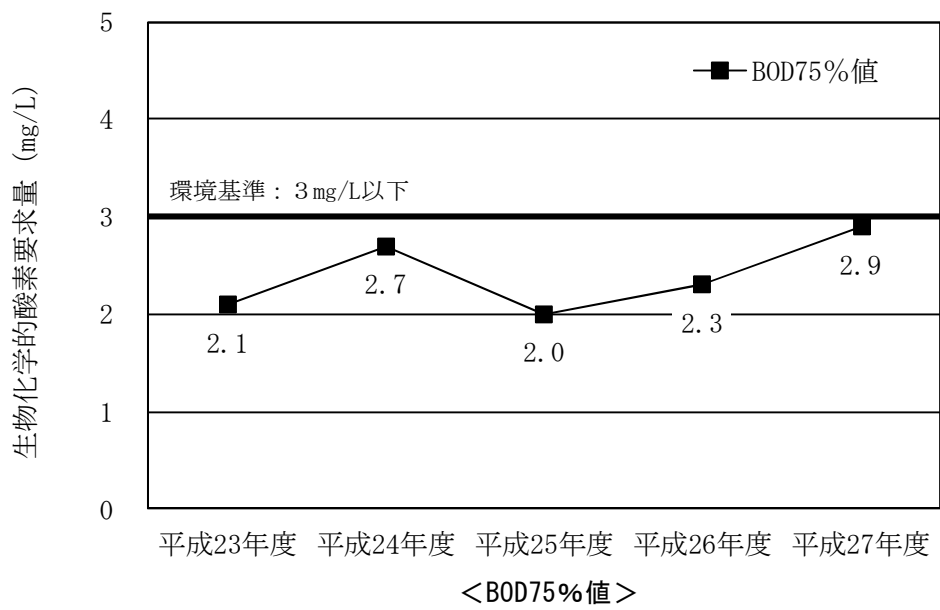
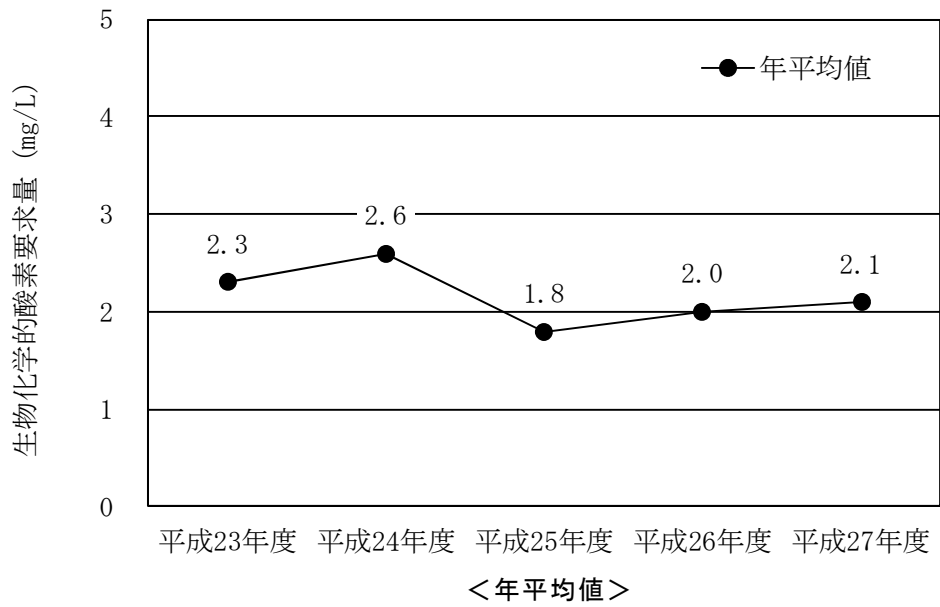
単位：mg/L

測定地点	項 目	測定結果	評 価	環境基準
川崎区宮本町	トリクロロエチレン	未検出	○	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	未検出	○	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	未検出	○	1 以下
	1,1-ジクロロエチレン	未検出	○	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	未検出	○	0.04 以下
	塩化ビニルモノマー	未検出	○	0.002以下
	1,4-ジオキサン	未検出	○	0.05 以下

注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成26年度 環境局事業概要－公害編－」（平成26年12月、川崎市）



資料：「平成23年度～平成27年度 神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県）

図5-27 公共用水域の水質測定結果の推移
(平成23年度～平成27年度)

④ 騒音・振動

ア 騒音

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

また、計画地周辺の騒音の調査地点は図5-28に示すとおり、平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われている。

騒音の調査結果（平成21年度、平成26年度）は表5-17に示すとおり、一般環境騒音（ L_{Aeq} ）は昼間で58dB、夜間で53dBであり、夜間で環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を満足していない。道路交通騒音（ L_{Aeq} ）は、昼間で67～69dB、夜間で63～67dBであり、国道15号の夜間で環境基準（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足していない。

表5-17 騒音の調査結果（平成21年度、平成26年度）

単位：dB

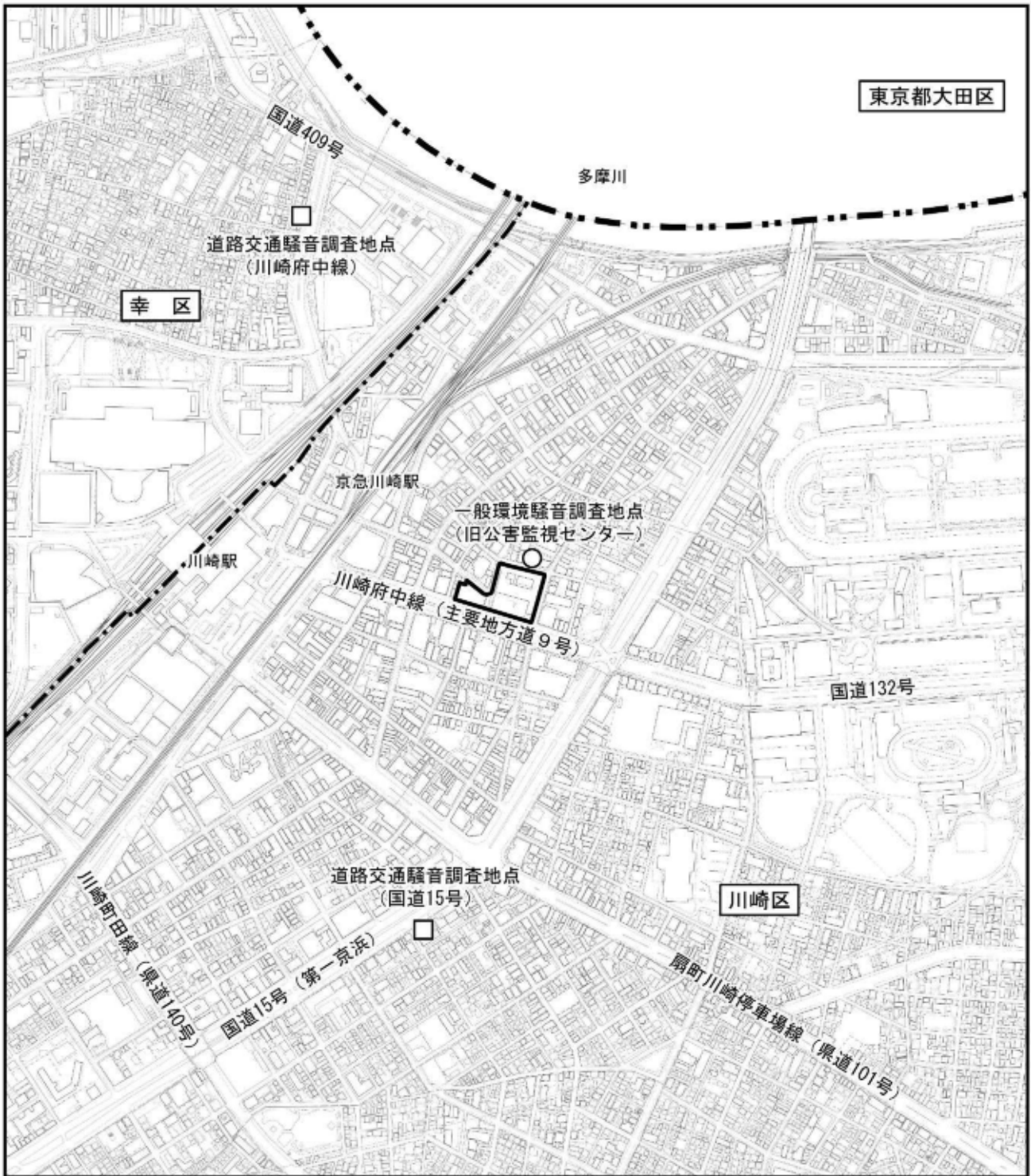
区 分	調査地点	等価騒音レベル (L_{Aeq})		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
一般環境騒音 (平成21年度)	旧公害監視センター (川崎区宮本町2-25)	58 (○)	53 (×)	60	50
道路交通騒音 (平成26年度)	川崎府中線 (幸区幸町2-286-1付近)	67 (○)	63 (○)	70	65
道路交通騒音 (平成26年度)	国道15号 (川崎区貝塚1-3-15付近)	69 (○)	67 (×)	70	65

注) () は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）

「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）



凡 例



計画地



都県界



区 界

○ 一般環境騒音調査地点 (平成21年度)

□ 道路交通騒音調査地点 (平成26年度)

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市）
 「平成27年度 環境局事業概要－公害編－」（平成27年12月、川崎市）

図5-28 騒音の調査地点

1 : 10,000

0 100 200 300m



「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数は表5-18に示すとおり、川崎区の「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は366件、特定施設数（全施設）は2,601件であり、それぞれ川崎市全体の30.8%、29.6%を占めている。

表5-18 「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数（平成28年3月31日現在）

項目		川崎区		川崎市 (件)
		(件)	(%) ^{注)}	
工場・事業場		366	30.8	1,187
特定施設	金属加工機械	336	29.7	1,130
	空気圧縮機及び送風機	2,105	31.0	6,787
	土石用破砕機等	18	54.5	33
	建設用資材製造機械	7	33.3	21
	木材加工機械	36	44.4	81
	印刷機械	44	18.6	237
	合成樹脂用射出成形機	55	11.0	498
	全施設	2,601	29.6	8,787

注) 川崎市の件数に対する川崎区の割合を示す。

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

イ 振 動

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

また、計画地周辺では、平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われている。

振動の調査結果（平成27年度）は表5-19に示すとおり、道路交通振動（L₁₀）は昼間で50dB、夜間で44dBであり、すべての時間区分で「振動規制法」（昭和51年6月、法律第64号）に基づく道路交通振動に係る要請限度（昼間：70dB、夜間：65dB）を満足している。

表5-19 道路交通振動（L₁₀）の調査結果（平成27年度）

単位：dB

区 分	調査地点	振動レベル（L ₁₀ ）		要請限度	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
道路交通振動 （平成27年度）	国道1号 （幸区戸手2-2）	50 (○)	44 (○)	70	65

注) () は、「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度との比較を示す。

○：要請限度を満足している ×：要請限度を満足していない

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数は表5-20に示すとおり、川崎区の「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は193件、特定施設数（全施設）は725件であり、それぞれ川崎市全体の30.6%、25.4%を占めている。

表5-20 「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数（平成28年3月31日現在）

項目		川崎区		川崎市 (件)
		(件)	(%) ^{注)}	
工場・事業場		193	30.6	630
特定施設	金属加工機械	373	22.6	1,651
	圧縮機	280	37.6	745
	土石用又破砕機等	14	53.8	26
	木材加工機械	0	0.0	1
	印刷機械	23	19.7	117
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0.0	1
	合成樹脂用射出成形機	35	11.3	310
	全施設	725	25.4	2,851

注) 川崎市の件数に対する川崎区の割合を示す。

資料：「平成28年度 環境局事業概要－公害編－」（平成29年1月、川崎市）

⑤ 悪 臭

計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。

⑥ 土 壌 汚 染

計画地は昭和13年2月に本庁舎が、昭和34年8月に本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設され、現在に至っている。資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリントank、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCBによる土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月、条例第50号）に基づく諸届出、手続を実施するとしている。

なお、川崎市環境局ホームページ（更新日：平成29年3月28日）によると、計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

⑦ 地盤沈下

計画地周辺の水準点の位置は図5-29に、地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は表5-21に示すとおりである。

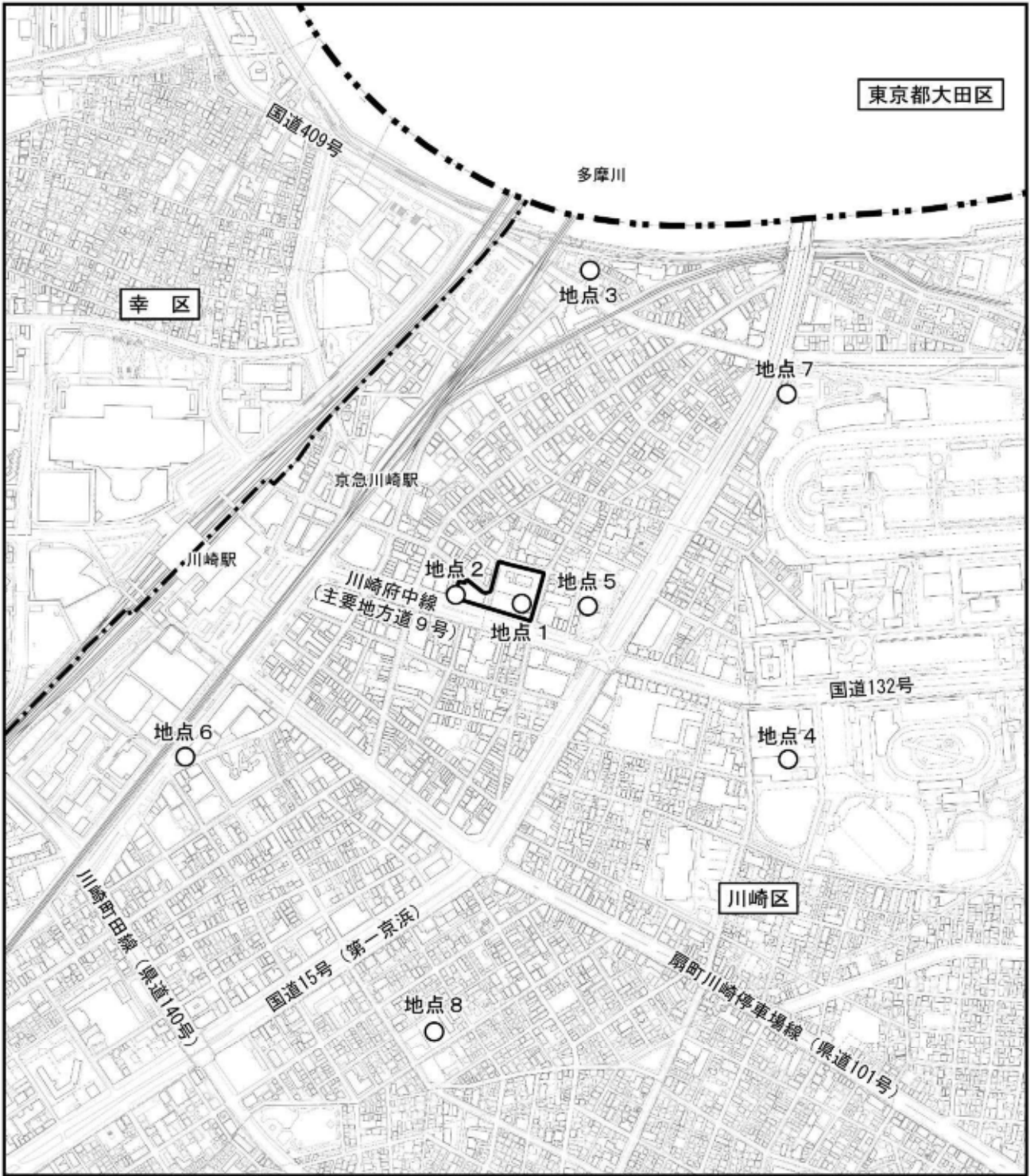
地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は-10.2mm～+12.9mmであり、「川崎市環境基本計画」（平成23年3月、川崎市）に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。

表5-21 地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）

地点	住所	項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
1	川崎区宮本町1 (川崎市役所玄関脇)	標高 (T.P. m)	2.6013	2.6027	2.5968	2.5995	2.6039
		変動量 (mm)	-	+1.4	-5.9	+2.7	+4.3
2	川崎区砂子1-9-3 (市役所第2庁舎)	標高 (T.P. m)	2.3296	2.3314	2.3273	2.3286	2.3332
		変動量 (mm)	-	+1.8	-4.1	+1.3	+4.6
3	川崎区本町2-4 (六郷ポンプ場)	標高 (T.P. m)	2.5779	2.5801	2.5746	2.5759	2.5807
		変動量 (mm)	-	+2.2	-5.5	+1.3	+4.8
4	川崎区富士見2-1-1 (富士見公園グラウンド)	標高 (T.P. m)	1.4551	1.4566	1.4507	1.4541	1.4593
		変動量 (mm)	-	+1.5	-5.9	+3.4	+5.2
5	川崎区宮本町7-7 (稲毛公園)	標高 (T.P. m)	2.2263	2.2267	2.2165	2.2186	2.2221
		変動量 (mm)	-	+0.4	-10.2	+2.1	+3.5
6	川崎区小川町1-26先 (チネグランデ先緑地)	標高 (T.P. m)	1.5612	1.5621	1.5575	1.5521	1.5650
		変動量 (mm)	-	+0.9	-4.6	-5.4	+12.9
7	川崎区富士見1-5-1 (川崎競馬場北門)	標高 (T.P. m)	2.0558	2.0576	2.0525	2.0546	2.0591
		変動量 (mm)	-	+1.8	-5.1	+2.1	+4.5
8	川崎区貝塚1-8-7 (貝塚公園)	標高 (T.P. m)	1.8365	1.8376	1.8336	1.8302	1.8409
		変動量 (mm)	-	+1.1	-4.0	-3.4	+10.7

注) 国土地理院は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で顕著な地殻変動が認められた地域において、平成23年10月に水準点の測量結果を改定しており、平成23年度以降の標高は改定後の値である。

資料: 「地盤情報 市内の標高」(川崎市環境局ホームページ)

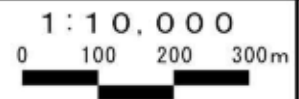


凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 水準点

資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

図5-29 水準点の位置



(11) 法令等の状況

本事業に関連する法令等は、表5-22(1)～(2)に示すとおりである。

表5-22(1) 本事業に関連する法令等

項目	名称	備考			
環境関連	環境全般	環境基本法	平成5年11月、法律第91号		
		第四次環境基本計画	平成24年4月、閣議決定		
		川崎市環境基本条例	平成3年12月、条例第28号		
		川崎市環境基本計画	平成23年3月改定、川崎市		
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月、条例第48号		
		地域環境管理計画	平成28年1月改定、川崎市		
		川崎市環境影響評価等技術指針	平成28年1月改訂、川崎市		
	公害防止等生活環境の保全	全 般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月、条例第50号	
			開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針	平成12年12月、川崎市	
			環境への負荷の低減に関する指針	平成22年4月改定、川崎市	
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和43年6月、法律第97号	
			下水道法	昭和33年4月、法律第79号	
			水質汚濁防止法	昭和45年12月、法律第138号	
			川崎市下水道条例	昭和36年3月、条例第18号	
			川崎市水環境保全計画	平成24年10月、川崎市	
		水質汚濁・地下水	雨水流出抑制施設技術指針	平成25年5月、川崎市	
			騒 音	騒音規制法	昭和43年6月、法律第98号
			振 動	振動規制法	昭和51年6月、法律第64号
			悪 臭	悪臭防止法	昭和46年6月、法律第91号
			土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年5月、法律第53号
地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月、法律第146号			
廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月、法律第137号			
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月、法律第48号			
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月、法律第104号			
	循環型社会形成推進基本法	平成12年6月、法律第110号			
	建設副産物適正処理推進要綱	平成14年5月改正、国土交通省			
	建設廃棄物技術指針（平成22年度版）	平成23年3月、環境省			
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成11年3月、条例第3号			
	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成4年12月、条例第51号			
	川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	平成7年3月、条例第11号			
建設廃棄物の適正管理の手引き	平成24年4月、川崎市				
景 観	景観法	平成16年6月、法律第110号			
	川崎市都市景観条例	平成6年12月、条例第38号			
	川崎市景観計画	平成19年12月、川崎市			
	景観計画届出マニュアル	平成20年7月、川崎市			
	公共空間景観形成ガイドライン	平成26年4月、川崎市			

表5-22(2) 本事業に関連する法令等

項目		名称	備考
環境関連	緑の回復・育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月、条例第49号
		川崎市緑の基本計画	平成20年3月改定、川崎市
		第3期 川崎市緑の実施計画	平成26年5月、川崎市
		川崎市緑化指針	平成27年10月一部改正、川崎市
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月、法律第117号
		川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	平成21年12月、条例第52号
川崎市地球温暖化対策推進基本計画		平成22年10月、川崎市	
対象事業関連	建築基準法	昭和25年5月、法律第201号	
	航空法	昭和27年7月、法律第231号	
	都市計画法	昭和43年6月、法律第100号	
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年6月、法律第91号	
	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成22年5月、法律第36号	
	石綿障害予防規則	平成17年2月、厚生労働省令第21号	
	公共施設の木造・木質化等に関する指針	平成23年12月改正、神奈川県	
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成7年12月、条例第48号	
	川崎市福祉のまちづくり条例	平成9年7月、条例第36号	
	川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	平成15年7月、条例第27号	
	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例	平成15年7月、条例第29号	
	川崎市都市計画マスタープラン(全体構想)	平成29年3月、川崎市	
	川崎市都市計画マスタープラン(川崎区構想)	平成19年3月、川崎市	
	川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針	平成26年10月、川崎市	

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は川崎市川崎区の西部に位置し、川崎市役所本庁舎敷地及び第2庁舎敷地を含む区域である。

主な道路網としては、計画地の南側に隣接して川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに国道15号（第一京浜）、南側約350mに扇町川崎停車場線（県道101号）、北側約450mに国道409号が通っている。

鉄道網としては、計画地の西側にJR京浜東北線、東海道本線、南武線及び京浜急行本線、北側に京浜急行大師線が通っている。最寄り駅は計画地の西側に位置するJR川崎駅（約400m）及び京急川崎駅（約220m）である。

計画地は公共用地として利用されており、計画地周辺は業務施設用地、商業用地、宿泊娯楽施設用地、集合住宅用地等として利用されている。また、これらの用途に加え、社寺等も点在している。

(2) 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり把握する。

① 大 気

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

計画地周辺には一般局である川崎測定局、自排局である市役所前測定局及び日進町測定局が設置されている。

二酸化窒素は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。

浮遊粒子状物質は川崎測定局、市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準の長期的評価はすべての測定局で満足している。また、環境基準の短期的評価は市役所前測定局及び日進町測定局で満足しているが、川崎測定局では満足していない。

微小粒子状物質は川崎測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は川崎測定局では環境基準を満足しているが、日進町測定局では環境基準を満足していない。

二酸化硫黄は川崎測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

一酸化炭素は市役所前測定局及び日進町測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果はすべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。

光化学オキシダントは川崎測定局で測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準を満足していない。

② 水

計画地周辺の公共用水域としては、計画地の北側約600mを流れる多摩川があり、計画地の北東側約700mの六郷橋において水質測定が行われている。

六郷橋では生物化学的酸素要求量（BOD）の測定が行われており、平成27年度の測定結果は環境基準を満足している。

③ 土

計画地付近の地盤高さはT. P. +1.3m～+2.9mであり、計画地及びその周辺は概ね平坦な地形となっている。

計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。

計画地周辺の地層は表層に盛土がみられ、その下に砂層、シルト層、粘土層、砂礫層、岩盤で構成されている。

計画地の北側約500mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、平成26年の年平均水位はG. L. -1.25m（T. P. +1.38m）である。

計画地は昭和13年2月に本庁舎が、昭和34年8月に本庁舎北館が、昭和36年8月に第2庁舎が建設され、現在に至っている。資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン類、PCBによる土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施するとしている。

計画地周辺の水準点における地盤変動量の推移（平成23年度～平成27年度）は-10.2mm～+12.9mmであり、「川崎市環境基本計画」に定められている地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を満足している。

④ 生物

計画地及びその周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、計画地周辺の稲毛公園、富士見公園等の植栽樹種が見られるが、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

注) G. L. : 地盤面 T. P. : 東京湾平均海面

⑤ 緑

計画地には、本庁舎敷地の前庭周辺及び建物の外周、第2庁舎南側に緑化地があり、本庁舎屋上に屋上緑化がある。また、計画地周辺は業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等が混在する市街地であり、稲毛公園、富士見公園等に植栽樹種が見られる。

⑥ 騒音・振動・低周波音

計画地は公共用地として利用されており、主な発生源としては計画地を出入りする自動車等がある。また、計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南側に隣接する川崎府中線（主要地方道9号）、東側約150mに位置する国道15号（第一京浜）等を走行する自動車等がある。

平成21年度に計画地北側の旧川崎市公害監視センターで一般環境騒音の調査が、平成26年度に川崎府中線及び国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、旧川崎市公害監視センター（一般環境騒音）及び国道15号（道路交通騒音）の夜間で環境基準を満足していない。

平成27年度に国道1号で道路交通振動の調査が行われており、すべての時間区分で「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度を満足している。

川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市全体の30.8%、30.6%を占めており、特定施設数（全施設）は、それぞれ川崎市全体の29.6%、25.4%を占めている。

⑦ 廃棄物等

計画地は公共用地として利用されており、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物（廃プラスチック、廃蛍光管、廃乾電池等）の発生がある。

⑧ 建造物の影響（景観等）

計画地及びその周辺は、JR川崎駅及び京急川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。

景観構成要素としては、低層・中層から超高層までの業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等の人工的要素が多くみられる。

⑨ 地域社会

計画地は宮本町及び砂子1丁目に位置しており、平成28年3月末日現在の宮本町の人口は1,088人、世帯数は743世帯、砂子1丁目の人口は578人、世帯数は402世帯である。

川崎区の事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。また、川崎区の従業者数は、「製造業」の割合が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

計画地周辺では、国道409号及び川崎府中線（主要地方道9号線）で道路交通センサスの調査地点が行われており、平成22年度の自動車交通量（平日）は国道409号で22,364台/12時間（大型車混入率：28.6%）、川崎府中線（主要地方道9号）で12,466台/12時間（大型車混入率：9.0%）である。

計画地及びその周辺の主要な公共施設等としては、計画地に川崎市役所本庁舎及び第2庁舎が存在している。また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地の南側約40mに川崎市役所第3庁舎、北側約80mに川崎市役所第4庁舎、南東側約70mに川崎区役所、保育施設として西側約50mにひなた園、南東側約80mにレイモンド川崎保育園及びKAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL、医療機関として南側約400mに総合新川橋病院、南東側約400mに川崎市立川崎病院、福祉施設として西側約20mにMelk 川崎砂子 Office、北西側約50mに発達相談支援センター及び川崎南部就労援助センター、南側約50mにウイングル川崎センター、市民館・図書館・会館として北側約120mに東海道かわさき宿交流館、北西側約120mに川崎・砂子の里資料館等の施設がある。教育施設は、計画地の南東側約200mに宮前小学校があり、計画地は宮前小学校の通学区域となっている。

計画地周辺には指定文化財等の「手洗石」等が、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」がある。なお、計画地には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、現在の本庁舎は、文化財等の指定は受けておらず、保存等について法的に義務付けられているわけではないが、「神奈川県近代化遺産：神奈川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書」において、歴史的・文化的な価値を有する建築物とされているなど、近代化遺産としての一定の価値を有する建物であると考えられるため、何らかの手法による記憶の継承が求められている。なお、この報告書の中で、現在の本庁舎は、神奈川県唯一の戦前創建の現役の市庁舎であること、デザインはシンプルでモダンであり、全体として統一的なスタイルが保たれていること、建築様式は「現代式」とされ、時代の最先端の表現を盛り込んだ公共建築といえることなどから、「特に重要と認められる物件」のひとつとして選定されている。

⑩ 安 全

計画地は公共用地として利用されており、本庁舎及び第2庁舎において危険物（軽油）の取扱施設があるが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。なお、現在は、本庁舎において危険物の貯蔵は行っていない。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。

⑪ 温室効果ガス

計画地は公共用地として利用されており、電気及び都市ガス等の使用がある。